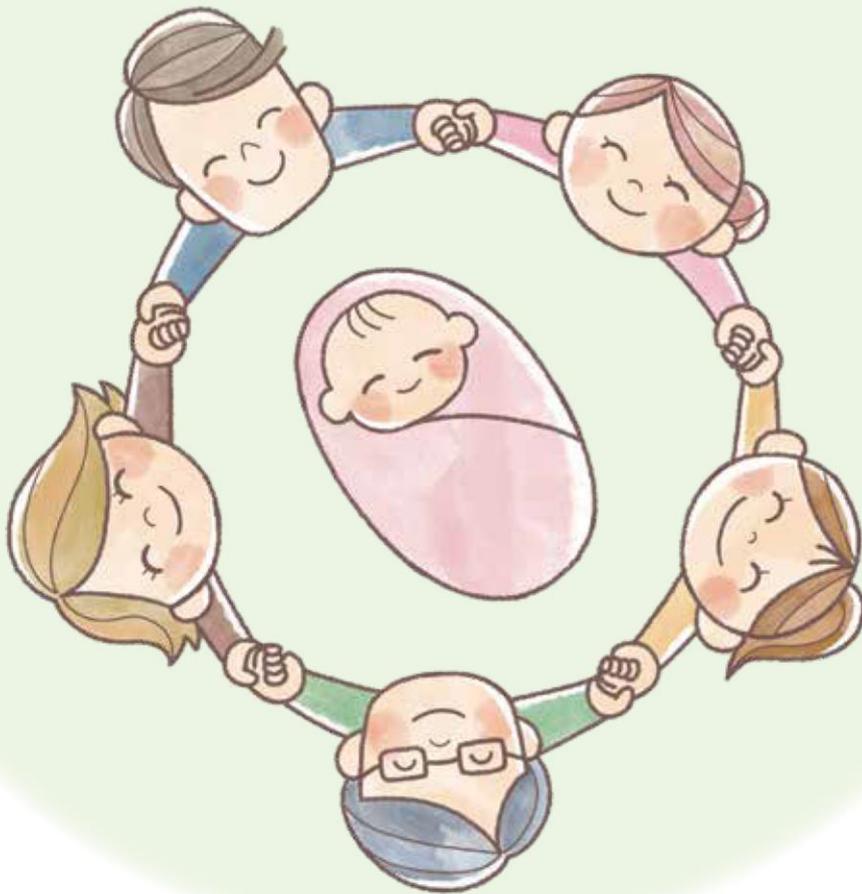


第 3 期

松崎町子ども・子育て支援事業計画

【令和 7 年度～令和 11 年度】

未来へつなごう 子育ての輪



令和 7 年 3 月
松崎町

はじめに

近年の人口減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、子どもたちの健やかな成長は、家族にとって大きな願いであり、社会にとっても次代を担う大きな原動力として期待されているところであります。



しかしながら、急速な少子化の進行は、経済や地域社会の活力低下をもたらすだけでなく、子ども同士の交流機会の減少により社会性が育ちにくくなるなど、子ども自身への影響も懸念され、子育てに不安や孤立感を感じる家庭も少なくありません。

こうした中、次世代を生きる子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をどのように整えていくか検討と協議を重ね、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」に基づき、当町では平成27年3月に子どもや子育て支援のニーズを反映した「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「未来へつなごう 子育ての輪」を基本理念に、次世代を担う子どもたちが心も体も健やかに育つよう、保護者と地域が連携した子育て環境の整備と子育て支援施策を推進してきました。

このたび、令和2年3月に策定した「第2期子ども・子育て支援事業計画」の事業への評価と課題の検討を実施し、子育て世代からのニーズを取り入れ、令和7年度から5年間の事業計画を定めた「第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

「第6次松崎町総合計画」で掲げる「だれもが夢を育み、実現できるまちづくり」の実現を目指し、地域全体で子育てを支援し、安心して子育てできるまちづくりに取り組んでいきたいと考えています。

今後とも、行政、学校、家庭、地域、企業等の連携を深め、この計画の着実な推進に努めて参りますので、皆様方のより一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり多大なご尽力を賜りました地域福祉検討協議会委員の皆様、ならびにアンケート調査で貴重なご意見を賜りました町民の皆様に心から感謝を申し上げますとともに、今後の計画推進にもご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

松崎町長 深澤 準弥

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の性格と位置づけ	4
3. 計画の期間	5
4. 計画策定の体制	5
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	7
1. 統計にみる松崎町の現状	9
2. ニーズ調査結果の概要	18
3. 子ども・子育て支援事業の現状	44
4. 将来人口の推計	50
5. 第2期計画の進捗評価	52
第3章 計画の基本的な考え方	55
1. 基本理念	57
2. 基本目標	58
3. 施策の体系	59
第4章 施策の展開	61
1. 子育て家庭を支援するための環境づくり	63
2. 子どもを健やかに育てるための環境づくり	69
3. 子育てを通して、親も地域も育っていくための社会づくり	76
第5章 子ども・子育て支援事業計画	81
1. 子ども・子育て支援事業とは	83
2. 教育・保育提供区域の設定	85
3. 教育・保育サービスの充実	86

4. 地域子ども・子育て支援事業の充実	89
5. 教育・保育の一体的提供および体制の確保.....	99
6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	99
第6章 計画の推進に向けて	101
1. 計画の推進体制の強化	103
2. 関係機関との連携強化	103
3. 計画の内容、進行状況の公表.....	103
4. 計画の進行管理.....	103
資料.....	105
1. 松崎町地域福祉検討協議会設置要綱	107
2. 松崎町地域福祉検討協議会委員名簿	108
3. 計画策定の経過.....	109
4. 用語集.....	110

第1章

計画の策定にあたって



1. 計画策定の趣旨

わが国の少子化は急速に進行しており、本町においても令和5年10月1日現在の総人口は5,565人（静岡県市町別推計人口）、そのうち年少人口は367人で、平成17年の年少人口（927人）と比べると560人の減少となっています。依然として、少子化には歯止めがかからず、子育てのための経済的負担や、仕事と子育ての両立に対する負担感、晩婚化と非婚化などが少子化の理由として挙げられています。また、核家族化や地域コミュニティの希薄化が進むことで、子育てに関する悩みや不安を抱え込みやすい状況にあるなど、子ども・子育てをめぐる家庭や地域の状況も変化し続けています。

こういった社会情勢の変化の中、国においては、平成24年に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を成立させ、平成27年から「子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）」をスタートさせました。

新制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会の考え方の基本として、幼児期の教育・保育の一体的な提供や、教育・保育や地域の子育て支援の量の拡充や質の向上、家庭における療育支援などを総合的に推進することとなっています。

さらに、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取り組みや政策を我が国の社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、これまでの組織の間でこぼれ落ちていたこどもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっており、「こども未来戦略」（令和5年12月閣議決定）、またそれらを実現していく「加速化プラン」を策定しました。

これらを踏まえ、令和6年6月には、加速化プランに盛り込まれた施策を着実に実行するため、子ども・子育て支援法等の一部改正をする法律（令和6年10月施行）が成立され、児童手当の所得制限を撤廃し、18歳まで対象年齢を引き上げることに加えて、妊娠期からの切れ目のない支援を行うことを目的とした妊婦のための支援給付や、働いていなくても子どもを保育園などに預けられる乳児等のための支援給付（通称「こども誰でも通園制度」）が創設されるなど、あらゆる視点から子ども・子育て支援政策を展開していくことを目指しています。

本町では、次の世代を生きる子どもたちのために、令和2年3月に「第2期松崎町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「未来へつなごう 子育ての輪」を基本理念に、家庭、学校、地域、職場などあらゆる場において、次代を担うすべての子どもたちが、心も体も健やかに育つ環境づくりを推進してきました。

そして、「第2期松崎町子ども・子育て支援事業計画」は令和6年度で終了することから、これまで展開してきた施策・事業を評価し、本町における子ども・子育て支援を取り巻く現状や課題を踏まえ、令和7年度から令和11年度の5か年を計画期間とする「第3期松崎町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の性格と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」および次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」、並びに母子の健康づくりにかかる「母子保健計画」を一体のものとして策定したものです。

■子ども・子育て支援事業計画とは

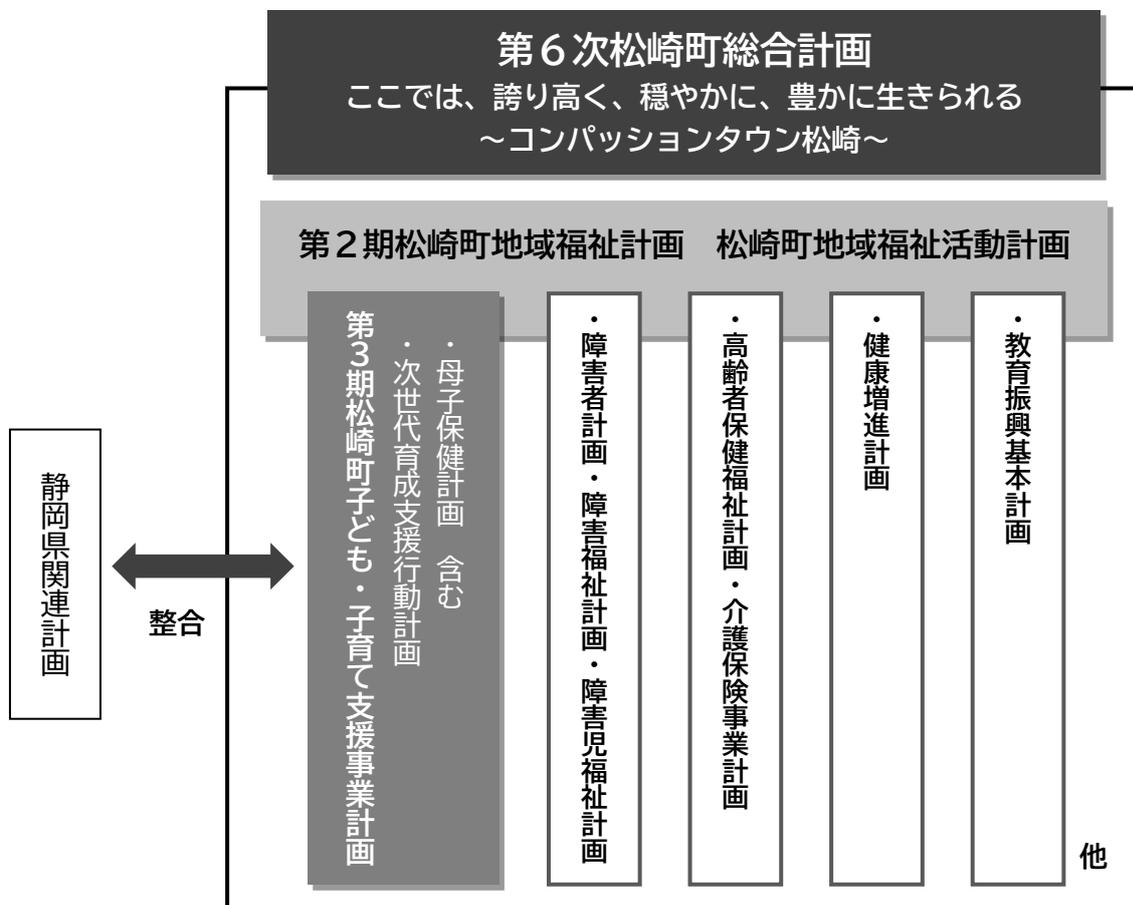
子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連3法に基づく、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上などを総合的に推進していく新しい仕組みです。

そのため、子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て家庭の状況や事業等の利用状況・利用希望を把握し、計画的な事業や施設などの実施、整備を図るためのものです。

本計画は、本町の最上位計画である「第6次松崎町総合計画」や福祉分野での上位計画である「第2期松崎町地域福祉計画 松崎町地域福祉活動計画」をはじめ、子ども・子育て施策に関係する本町の各分野の計画と連携・整合を図っていきます。

また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるように、柔軟に施策を展開します。

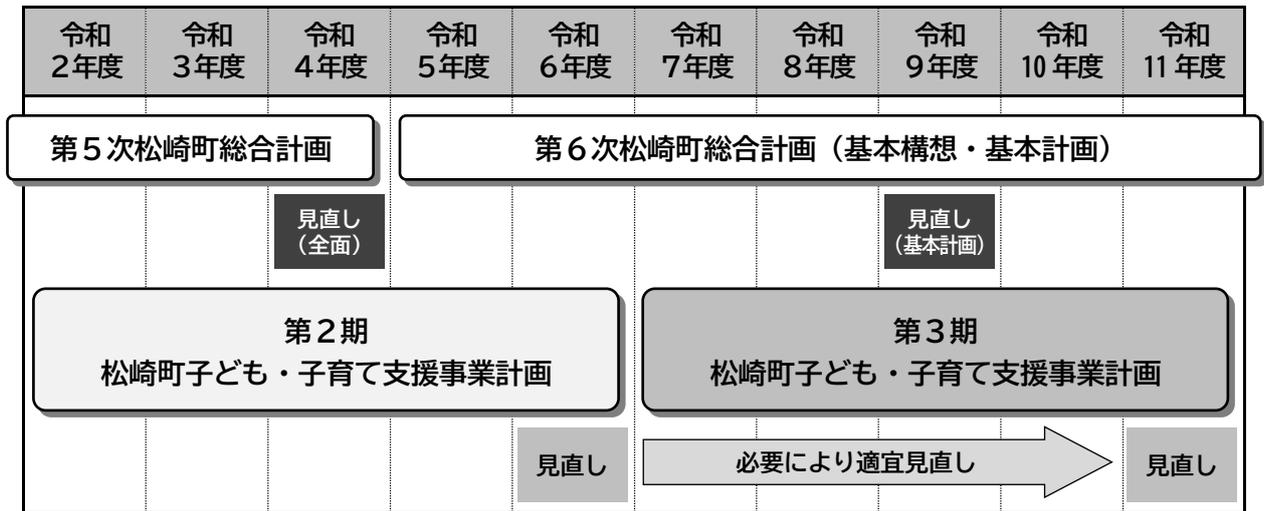
◆他の計画との整合性





3. 計画の期間

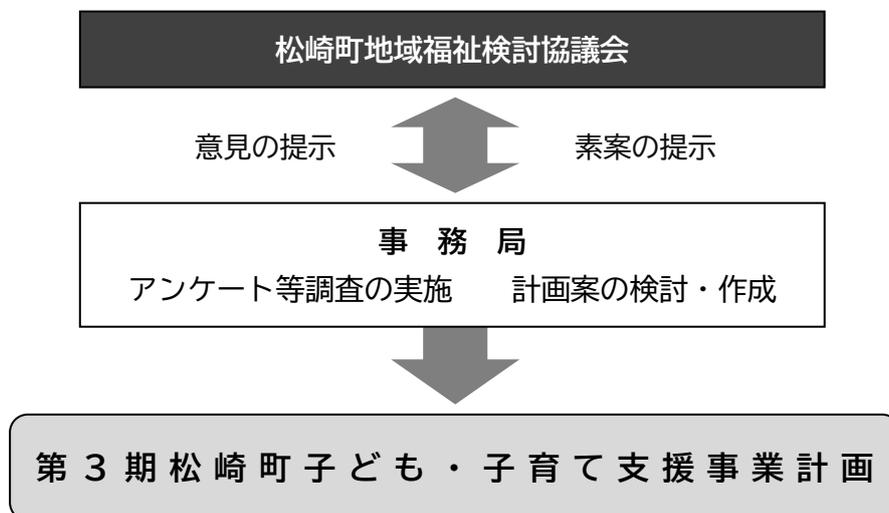
本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。また、社会、経済情勢の変化や本町の子どもと家庭を取り巻く状況、保育ニーズの変化など、さまざまな状況の変化に対応するため、本町においては必要に応じて適宜計画の見直しを行うこととします。



4. 計画策定の体制

計画の策定に際しては、町民の意見が広く反映されるよう、本町の地域福祉に関係する団体・組織の代表、福祉サービス事業者の代表、学識経験者、行政担当責任者で組織する「松崎町地域福祉検討協議会」において、計画の検討・協議を行うとともに、町内に在住する子育て世帯を対象としたアンケート調査による「子ども・子育てに関するニーズ調査」を実施しました。

◆計画策定の体制



第2章

子ども・子育てを取り巻く現状



1. 統計にみる松崎町の現状

(1) 人口、世帯の推移

本町の人口は令和5年10月1日現在（静岡県市町村別推計人口）、5,565人になっています。平成17年以降、年々減少しており、この18年間で2,539人減少しています。

一般世帯数については、令和5年10月1日現在（静岡県市町村別推計人口）、2,597世帯で、平成22年以降、微減傾向にあり、この13年間で419世帯減少しています。

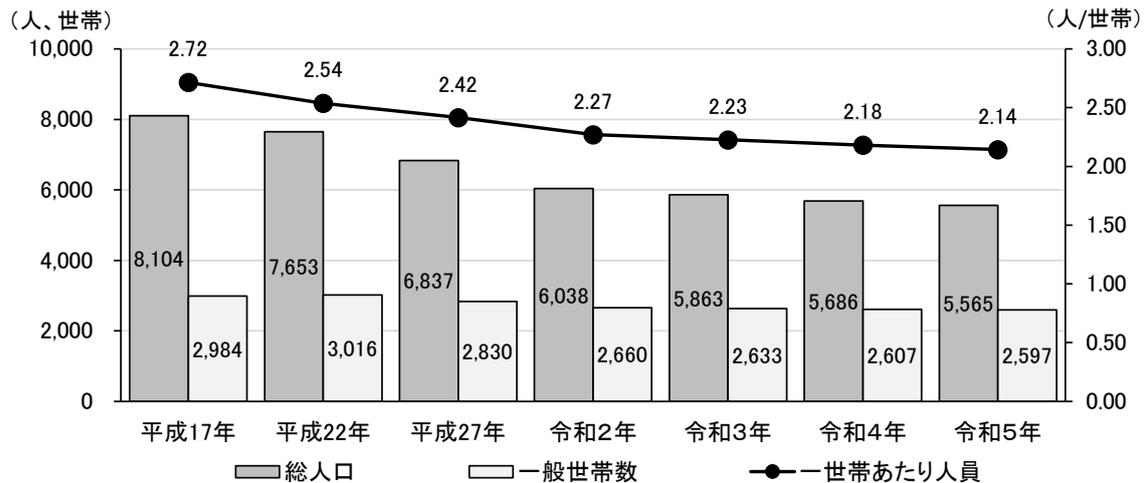
結果として、1世帯あたりの人員は平成17年の2.72人/世帯から令和5年の2.14人/世帯へと、0.58ポイント減少しています。

◆人口、世帯数の推移

区分		単位	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
松崎町	総人口	人	8,104	7,653	6,837	6,038	5,863	5,686	5,565
	一般世帯数	世帯	2,984	3,016	2,830	2,660	2,633	2,607	2,597
	一世帯あたり人員	人/世帯	2.72	2.54	2.42	2.27	2.23	2.18	2.14
静岡県	総人口	人	3,792,377	3,765,007	3,700,305	3,633,202	3,608,498	3,582,194	3,553,518
	一般世帯数	世帯	1,346,952	1,397,173	1,427,449	1,480,969	1,488,554	1,504,685	1,514,312
	一世帯あたり人員	人/世帯	2.82	2.69	2.59	2.45	2.42	2.38	2.35
全国	総人口	千人	127,768	128,057	127,095	126,146	125,502	124,947	124,352
	一般世帯数	千世帯	49,063	51,842	53,332				
	一世帯あたり人員	人/世帯	2.60	2.47	2.38				

資料：平成17年～令和2年は国勢調査、令和3～5年の松崎町、静岡県は静岡県市町村別推計人口、全国は総務省人口推計(各年10月1日現在)

◆人口、世帯数の推移



(2) 年齢3階級別人口構成

年齢3階級別人口については令和5年10月1日現在（静岡県市町村別推計人口）、年少人口が367人（総人口に占める割合 6.6%）、生産年齢人口が2,363人（同 42.5%）、老年人口が2,828人（同 50.8%）となっています。

平成17年の構成比と比較すると、この18年間で年少人口は4.8ポイント、生産年齢人口は12.4ポイント減少し、老年人口は17.1ポイント増加しています。

年少人口構成比を静岡県、全国と比較すると、本町の年少人口構成比は静岡県、全国を大幅に下回って推移しています。令和5年を比較すると、本町は静岡県、全国を4.8ポイント下回っています。本町は静岡県、全国を大幅に上回って少子化が進行していると言えます。

◆年齢3階級別人口構成の推移

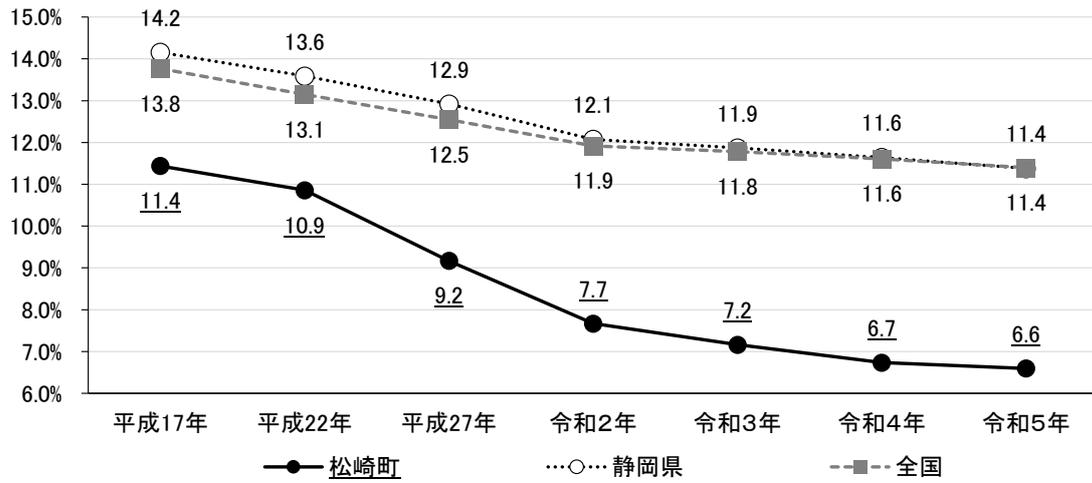
区分		単位	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
松崎町	総人口	人	8,104	7,653	6,837	6,038	5,862	5,686	5,565
	年少人口	実数	927	831	627	463	420	383	367
		構成比	%	11.4	10.9	9.2	7.7	7.2	6.7
	生産年齢人口	実数	4,450	3,971	3,258	2,620	2,508	2,423	2,363
		構成比	%	54.9	51.9	47.7	43.4	42.8	42.6
	老年人口	実数	2,727	2,841	2,949	2,948	2,927	2,873	2,828
構成比		%	33.7	37.1	43.1	48.8	49.9	50.5	50.8
静岡県	総人口	人	3,792,377	3,765,007	3,700,305	3,633,202	3,606,480	3,582,194	3,553,518
	年少人口	実数	536,799	511,575	478,084	438,723	428,105	416,965	404,321
		構成比	%	14.2	13.6	12.9	12.1	11.9	11.6
	生産年齢人口	実数	2,471,335	2,339,915	2,175,004	2,071,258	2,048,982	2,034,528	2,018,444
		構成比	%	65.2	62.1	58.8	57.0	56.8	56.8
	老年人口	実数	779,193	891,807	1,021,283	1,084,282	1,090,454	1,091,752	1,091,801
構成比		%	20.5	23.7	27.6	29.8	30.2	30.5	30.7
全国	総人口	千人	127,768	128,057	127,095	126,146	125,502	124,947	124,352
	年少人口	実数	17,585	16,839	15,945	15,032	14,784	14,503	14,173
		構成比	%	13.8	13.1	12.5	11.9	11.8	11.6
	生産年齢人口	実数	84,422	81,735	77,282	75,088	74,504	74,208	73,952
		構成比	%	66.1	63.8	60.8	59.5	59.4	59.4
	老年人口	実数	25,761	29,484	33,868	36,027	36,214	36,236	36,227
構成比		%	20.2	23.0	26.6	28.6	28.9	29.0	29.1

資料：平成17年～令和2年は国勢調査、令和3～5年の松崎町、静岡県は静岡県市町村別推計人口、全国は総務省人口推計（各年10月1日現在）

注：松崎町、静岡県の総人口は年齢不詳人口を含む。全国は不詳人口を按分して、3階級人口に加えてある。



◆年少人口構成比の推移



(3) 世帯の形態

本町の世帯の形態を国勢調査でみると令和2年現在、一般世帯合計のうち夫婦のみ世帯が27.7%、親と子どもの世帯が25.2%、その他の親族世帯が14.5%、単独世帯が32.0%、非親族世帯が0.6%の構成になっています。

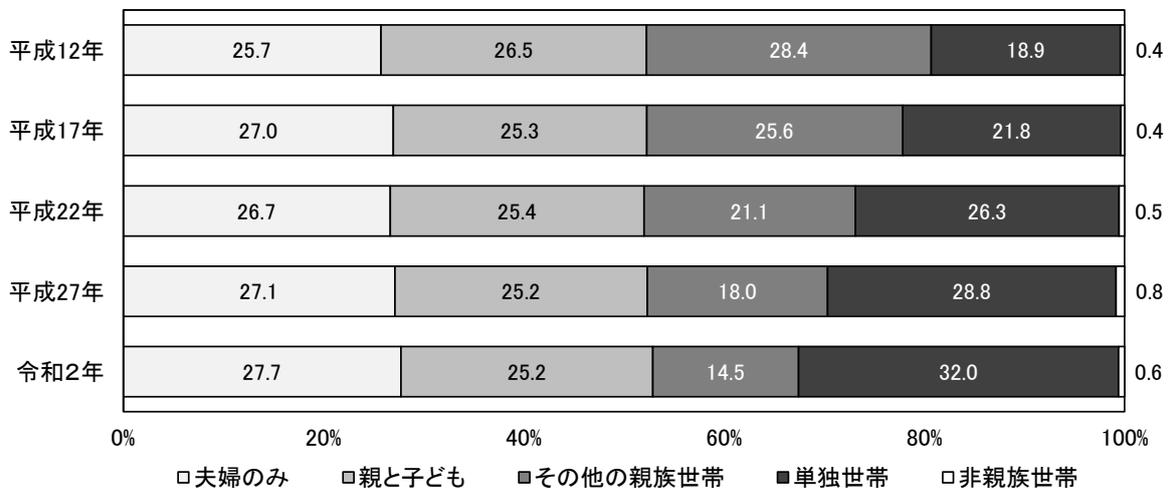
平成12年以降の推移をみると、親と子どもの世帯、また、その他の親族世帯が減少しているのに対し、夫婦のみ世帯、単独世帯が増加しています。少子高齢化の進展とともに、世帯の形態は大きく変化し、核家族化から夫婦のみ、単独世帯化の傾向を色濃く示しています。

◆世帯の形態の推移

区分		単位	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
夫婦のみ	世帯数	世帯	767	805	804	768	738
	構成比	%	25.7	27.0	26.7	27.1	27.7
親と子ども	世帯数	世帯	790	755	765	713	669
	構成比	%	26.5	25.3	25.4	25.2	25.2
その他の親族世帯	世帯数	世帯	847	763	637	510	387
	構成比	%	28.4	25.6	21.1	18.0	14.5
単独世帯	世帯数	世帯	563	650	794	815	850
	構成比	%	18.9	21.8	26.3	28.8	32.0
非親族世帯	世帯数	世帯	12	11	16	24	16
	構成比	%	0.4	0.4	0.5	0.8	0.6
一般世帯合計	世帯数	世帯	2,979	2,984	3,016	2,830	2,660
	構成比	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：国勢調査

◆世帯の形態の推移





(4) 出生数、出生率

本町の令和4年度の出生数は14人になっています。令和元年度までは20人台で推移していましたが、令和2年度に大きく減少し、令和2年度以降は10人台となりました。

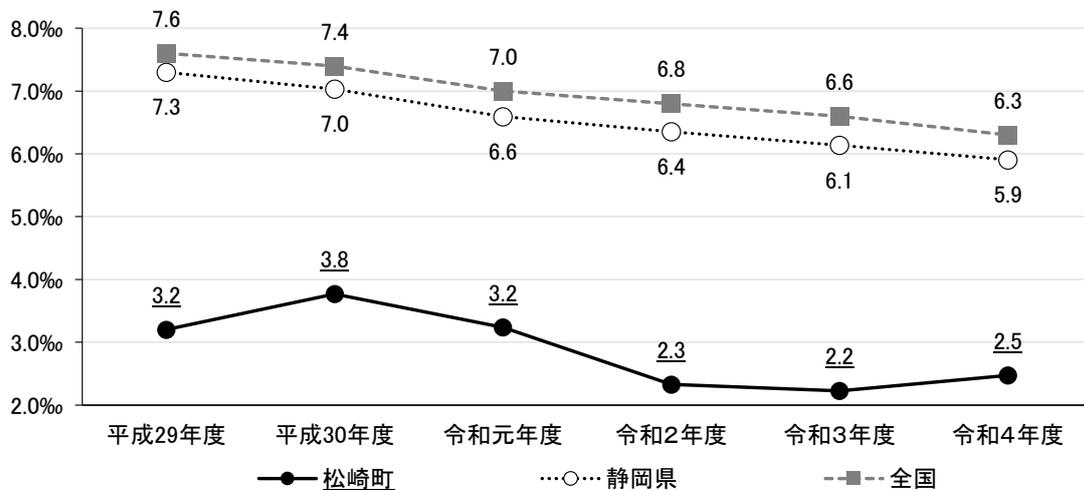
出生率（人口1,000人に対する出生数）をみると、令和4年度は2.5人で、令和元年度までは3人台で推移していましたが、令和2年度に2人台に減少しました。静岡県、全国と比較すると、令和4年度は、静岡県を3.4ポイント、全国を3.8ポイント下回っています。

◆出生数、出生率の推移

区分		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
出生数	松崎町	人	21	24	20	14	13	14
出生率	松崎町	‰	3.2	3.8	3.2	2.3	2.2	2.5
	静岡県	‰	7.3	7.0	6.6	6.4	6.1	5.9
	全国	‰	7.6	7.4	7.0	6.8	6.6	6.3

資料：静岡県人口動態統計

◆出生率の推移



(5) 婚姻の動向

本町の婚姻率（人口1,000人に対する婚姻の件数）についてみると、令和4年は2.1件になっています。令和元年、令和2年には1件台まで減少しましたが、その後2件台となっています。

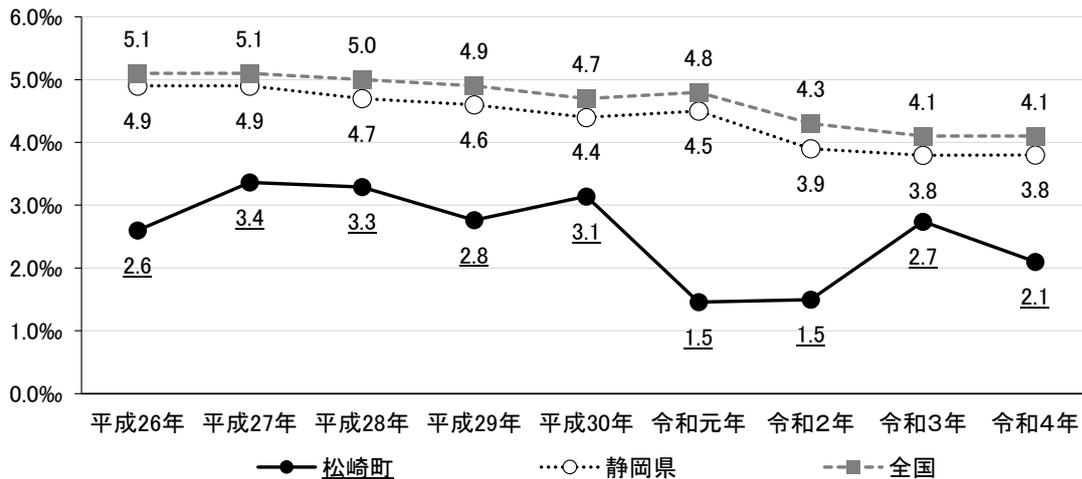
静岡県、全国と比較すると、令和4年は、静岡県を1.7ポイント、全国を2.0ポイント下回っています。

◆婚姻率の推移

区分	単位	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
松崎町	‰	2.6	3.4	3.3	2.8	3.1	1.5	1.5	2.7	2.1
静岡県	‰	4.9	4.9	4.7	4.6	4.4	4.5	3.9	3.8	3.8
全国	‰	5.1	5.1	5.0	4.9	4.7	4.8	4.3	4.1	4.1

資料：静岡県人口動態統計

◆婚姻率の推移





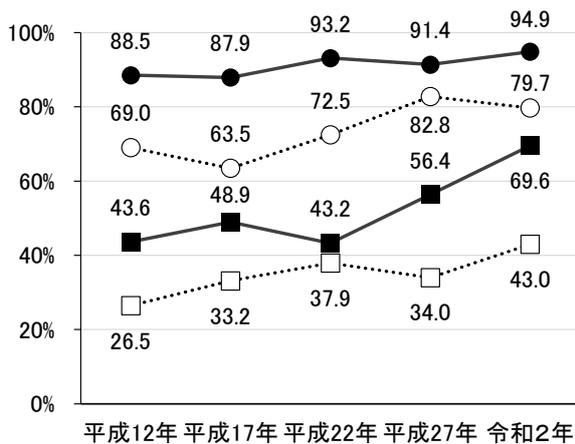
平成12年以降の男女の未婚率をみると、ともに各年代で上昇傾向となっています。また、平成27年～令和2年の5年間の変化をみると、男性は25～29歳を除く年齢で上昇、女性は、20～24歳を除く年齢で上昇となっています。

◆男女の年代別未婚率の推移

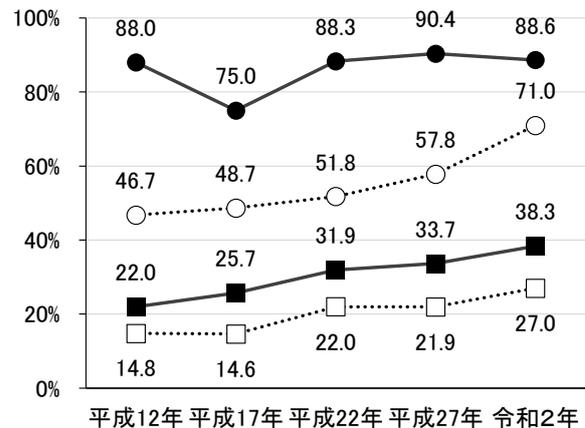
区分		単位	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
男性未婚率	20～24歳	%	88.5	87.9	93.2	91.4	94.9
	25～29歳	%	69.0	63.5	72.5	82.8	79.7
	30～34歳	%	43.6	48.9	43.2	56.4	69.6
	35～39歳	%	26.5	33.2	37.9	34.0	43.0
女性未婚率	20～24歳	%	88.0	75.0	88.3	90.4	88.6
	25～29歳	%	46.7	48.7	51.8	57.8	71.0
	30～34歳	%	22.0	25.7	31.9	33.7	38.3
	35～39歳	%	14.8	14.6	22.0	21.9	27.0

資料：国勢調査

◆男性の年代別未婚率の推移



◆女性の年代別未婚率の推移



—●— 20～24歳 …○… 25～29歳 —■— 30～34歳 …□… 35～39歳

(6) 女性の就業率

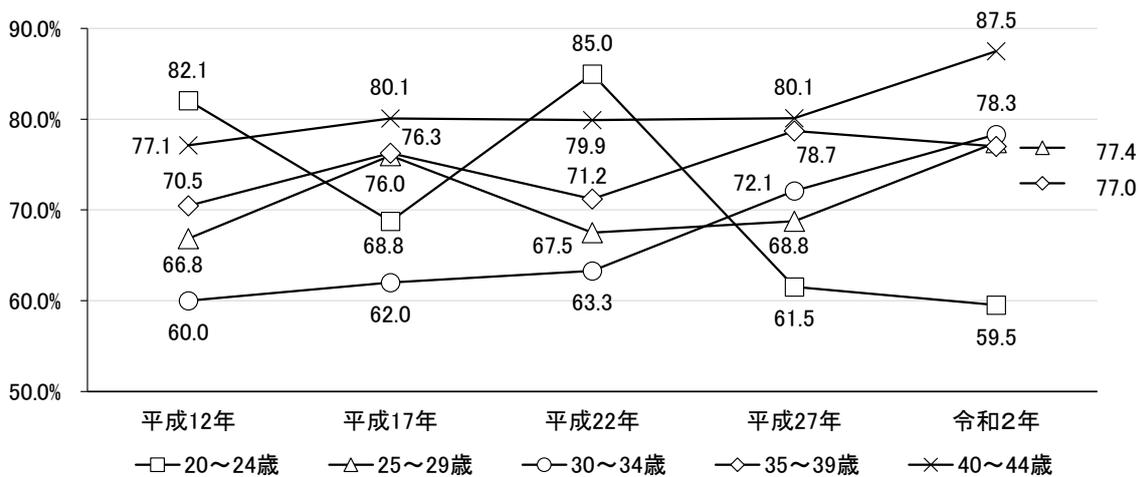
本町の女性の年代別就業率（国勢調査）についてみると、令和2年は20～24歳が59.5%、25～29歳が77.4%、30～34歳が78.3%、35～39歳が77.0%、40～44歳が87.5%となっています。平成27年～令和2年の5年間の推移をみると、20～24歳と35～39歳が下降し、25～29歳、30～34歳、40～44歳が上昇となっています。

◆女性の就業率の推移

区分		単位	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
女性就業率	20～24歳	%	82.1	68.8	85.0	61.5	59.5
	25～29歳	%	66.8	76.0	67.5	68.8	77.4
	30～34歳	%	60.0	62.0	63.3	72.1	78.3
	35～39歳	%	70.5	76.3	71.2	78.7	77.0
	40～44歳	%	77.1	80.1	79.9	80.1	87.5

資料：国勢調査

◆女性の就業率の推移





(7) 児童・生徒数の推移

令和5年度の本町の小学校児童数は165人、中学校生徒数は94人になっています。平成30年度以降、小学校、中学校とも減少傾向となっています。

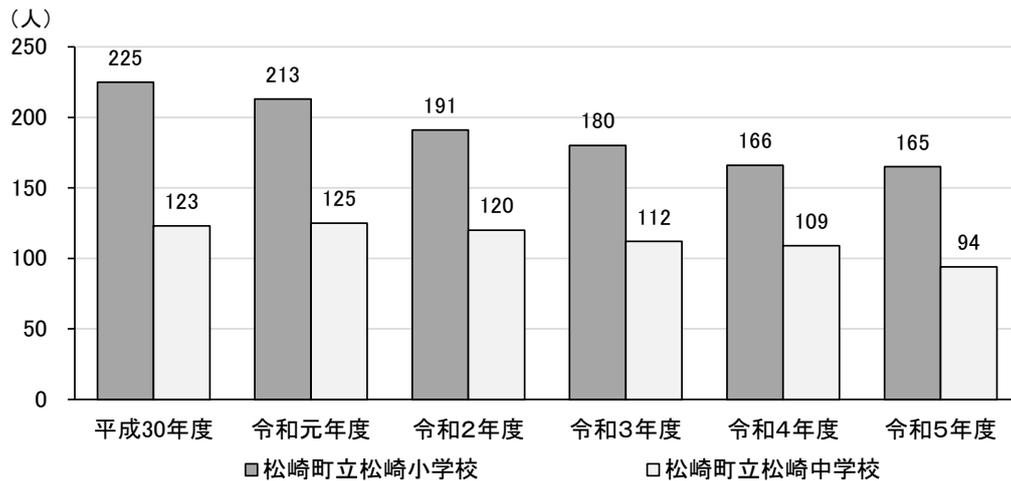
平成30年度からの6年間の減少数は、小学校で60人、中学校で29人と大幅な減少を示しています。

◆小学校児童数、中学校生徒数の推移

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	6年間の増減	
松崎町立松崎小学校	児童数	人	225	213	191	180	166	165	-60
松崎町立松崎中学校	生徒数	人	123	125	120	112	109	94	-29

資料：学校基本調査

◆小学校児童数、中学校生徒数の推移



2. ニーズ調査結果の概要

(1) 調査の概要

第2期に引き続き、第3期の子ども・子育て支援事業計画を作成し、計画的に事業を実施するため、子育て世帯を対象に「子ども・子育てに関するアンケート調査」（以下、「ニーズ調査」という。）を行いました。調査結果の概要は以下のとおりです。

①子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施概要

ア. 調査時期

令和6年7月

イ. 調査対象者

- ①未就学児童：松崎町在住で就学前の子どものいる全世帯
- ②就学児童：松崎町在住で就学している子どものいる全世帯

ウ. 配布数および回収数

	配布数	有効回収数	回収率
未就学児童	105 件	85 件	81.0%
就学児童	165 件	129 件	78.2%

※有効回収数とは、回収数の内、無記入等の無効票数を除いた数

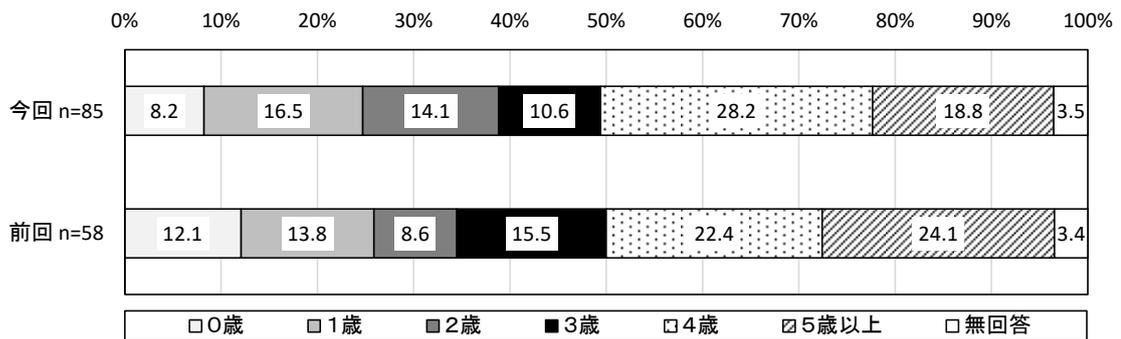


(2) ニーズ調査（未就学児童調査）結果の概要

①お子さんご家族の状況

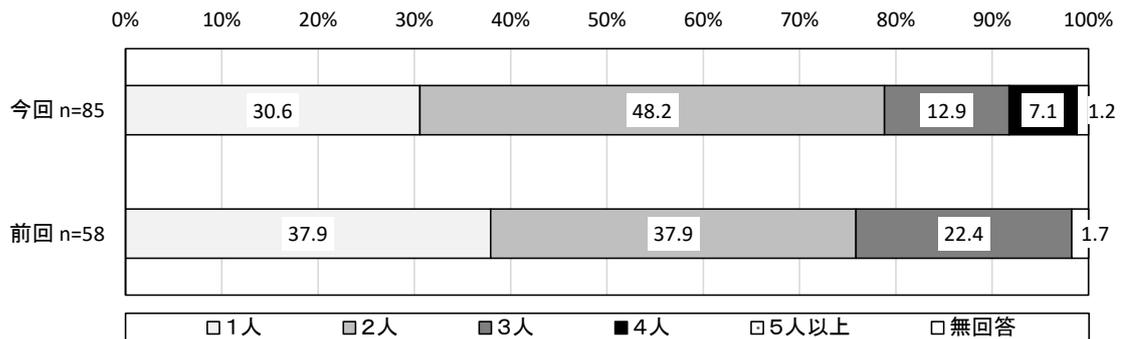
調査対象となった子どもの年齢構成は、「4歳」が28.2%と最も多く、次いで「5歳以上」（18.8%）、「1歳」（16.5%）、「2歳」（14.1%）、「3歳」（10.6%）、「0歳」（8.2%）となっています。前回調査と比較すると、「1歳」、「2歳」、「4歳」の比率が増加し、「0歳」、「3歳」、「5歳以上」の比率が減少しています。

◆子どもの年齢



対象の子どもを含めた兄弟の数は、「2人」が48.2%と最も多く、次いで「1人」（30.6%）、「3人」（12.9%）となっています。前回調査と比較すると、「2人」の比率が増加し、「1人」、「3人」の比率が減少しています。

◆兄弟の数

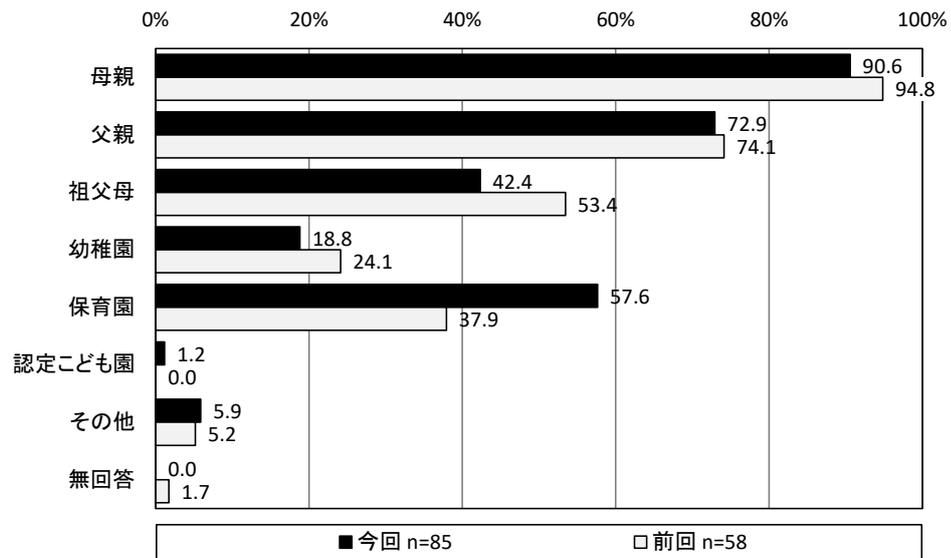


②子どもの育ちをめぐる環境

ア. 子育てに関わっている方

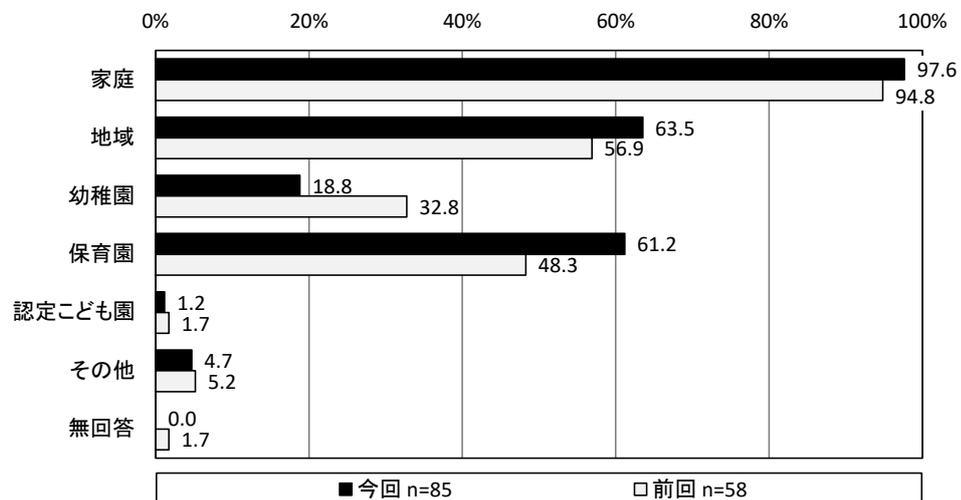
子育てに日常的に関わっている方は、「母親」が90.6%と最も多く、「父親」が72.9%と続いています。また、「保育園」の57.6%と「幼稚園」の18.8%を合わせると76.4%となっています。前回調査と比較すると、「保育園」の比率が19.7ポイント増加し、「祖父母」の比率が11.0ポイント減少しています。

◆子育てに関わっている方



イ. 子育てに影響する環境

子育てに影響する環境については、「家庭」が97.6%と最も多く、次いで「地域」が63.5%、「保育園」が61.2%となっています。前回調査と比較すると、「保育園」の比率が12.9ポイント増加し、「幼稚園」の比率が14.0ポイント減少しています。



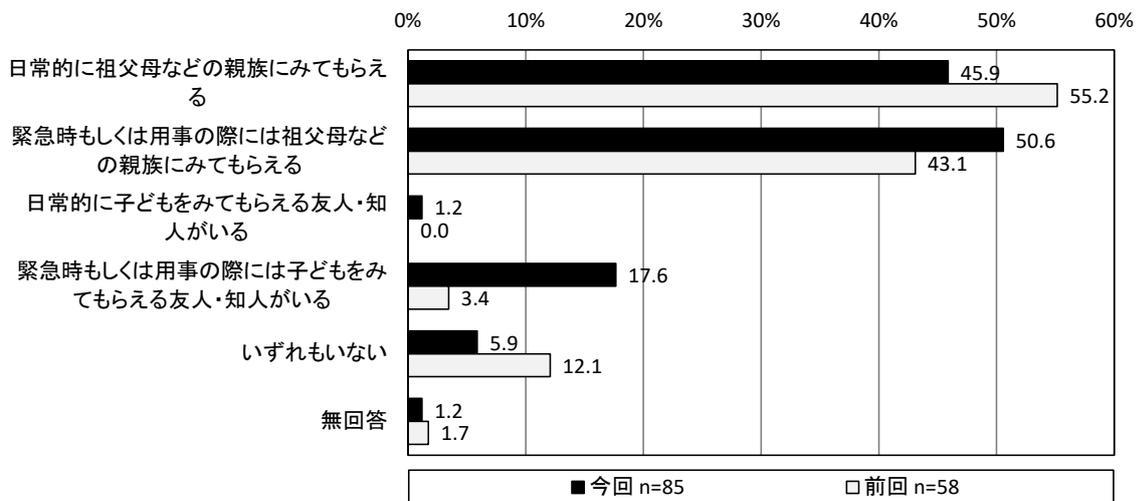


ウ. みてもらえる親族・知人

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」が50.6%と最も多く、「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」が45.9%と続いています。

前回調査と比較すると、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の比率が14.2ポイント、「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」の比率が7.5ポイント増加しています。なお、「いずれもない」の比率は6.2ポイント減少しています。

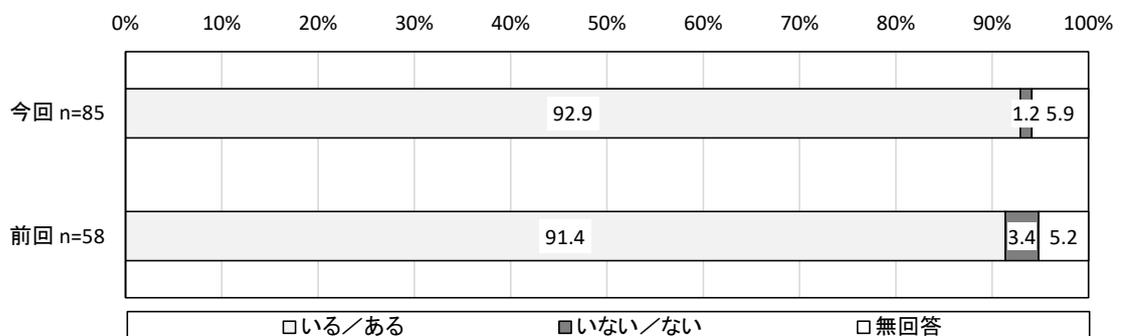
◆みてもらえる親族・知人



エ. 気軽に相談できる人の有無、相談先

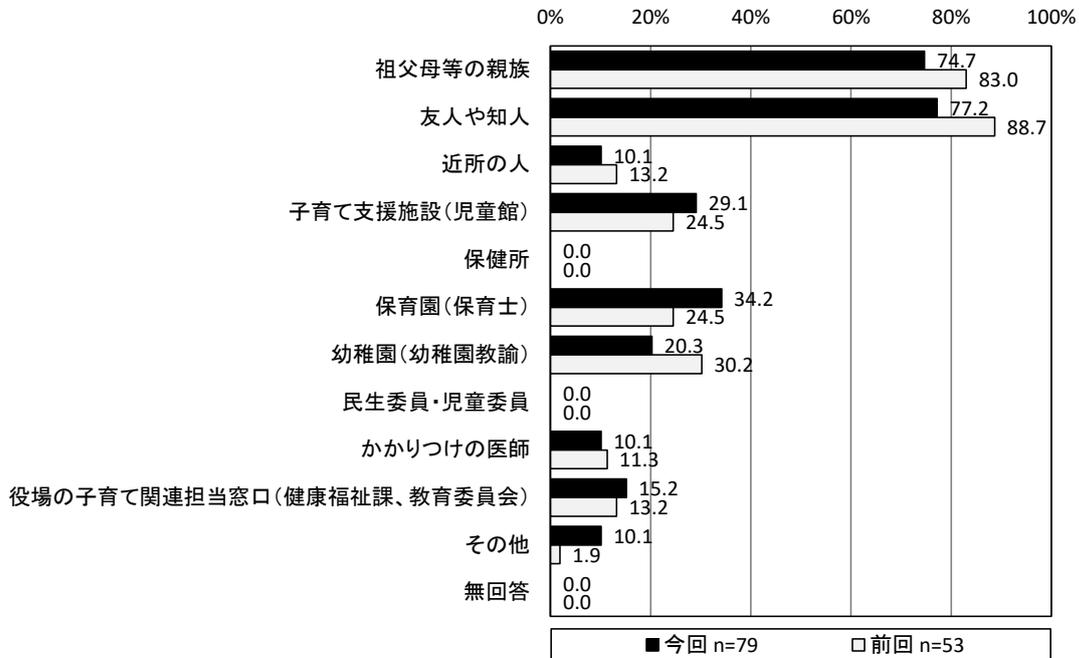
子育てをする上で、気軽に相談できる人の有無については、「いる/ある」が92.9%を占め、前回調査と概ね同様の傾向となっています。

◆気軽に相談できる人の有無



相談先については、「友人や知人」が77.2%と最も多く、「祖父母等の親族」が74.7%と続いています。みてもらえる親族・知人の回答と比較し、「友人や知人」の回答が大きく上昇しています。前回調査と比較すると、「保育園（保育士）」の比率が9.7ポイント増加しています。

◆相談先



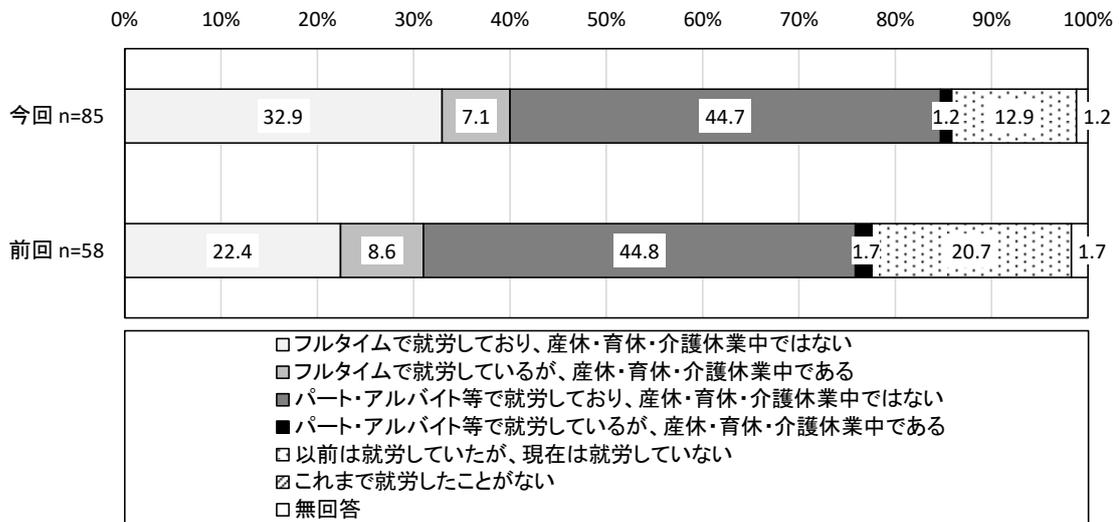


③保護者の就労状況

母親の就労状況については、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が44.7%と最も多く、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が32.9%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が12.9%と続いています。

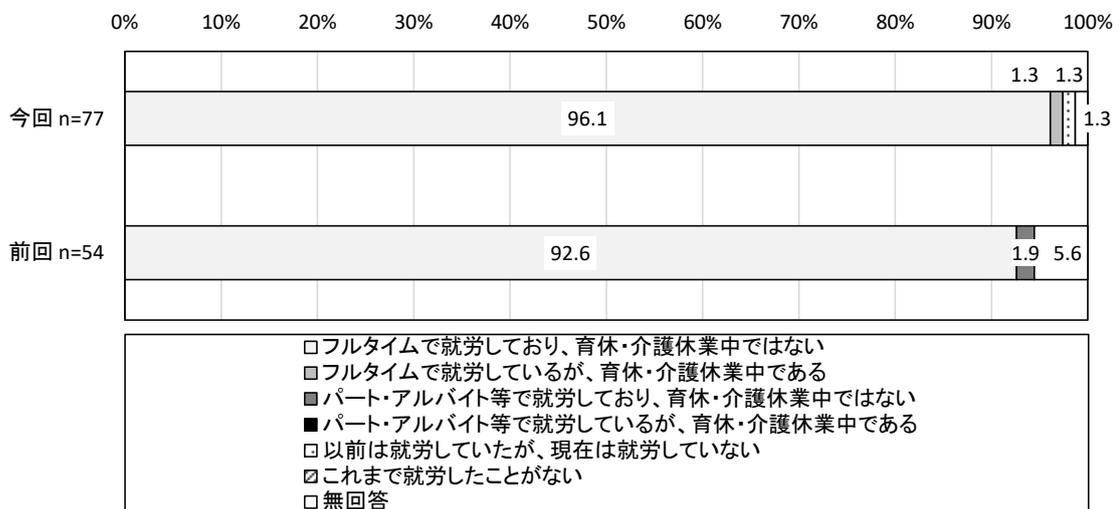
前回調査と比較すると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の比率が10.5ポイント増加し、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の比率が7.8ポイント減少しています。

◆母親の就労状況



父親の就労状況については、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が96.1%を占めており、その他は、いずれもごくわずかの回答率となっています。前回調査と大きな変化は見られません。

◆父親の就労状況

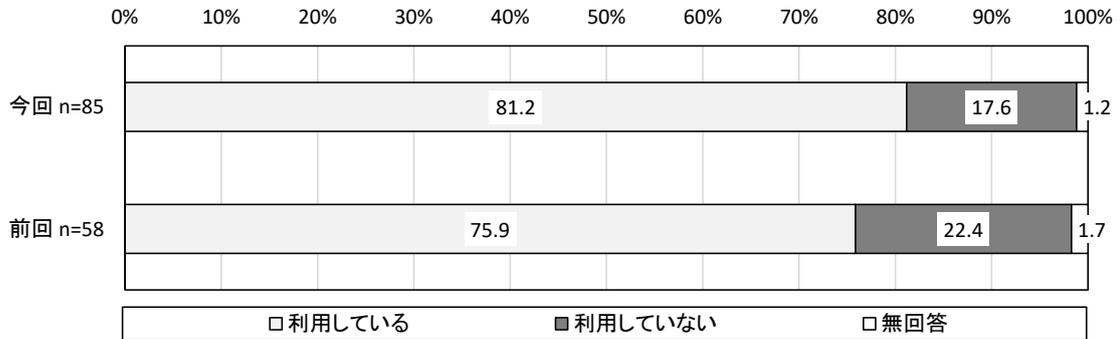




④平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

平日の定期的な教育・保育事業（幼稚園や保育所など）の利用については、「利用している」が81.2%を占め、「利用していない」が17.6%となっており、前回調査と比較すると、「利用している」の比率が5.3ポイント増加しています。

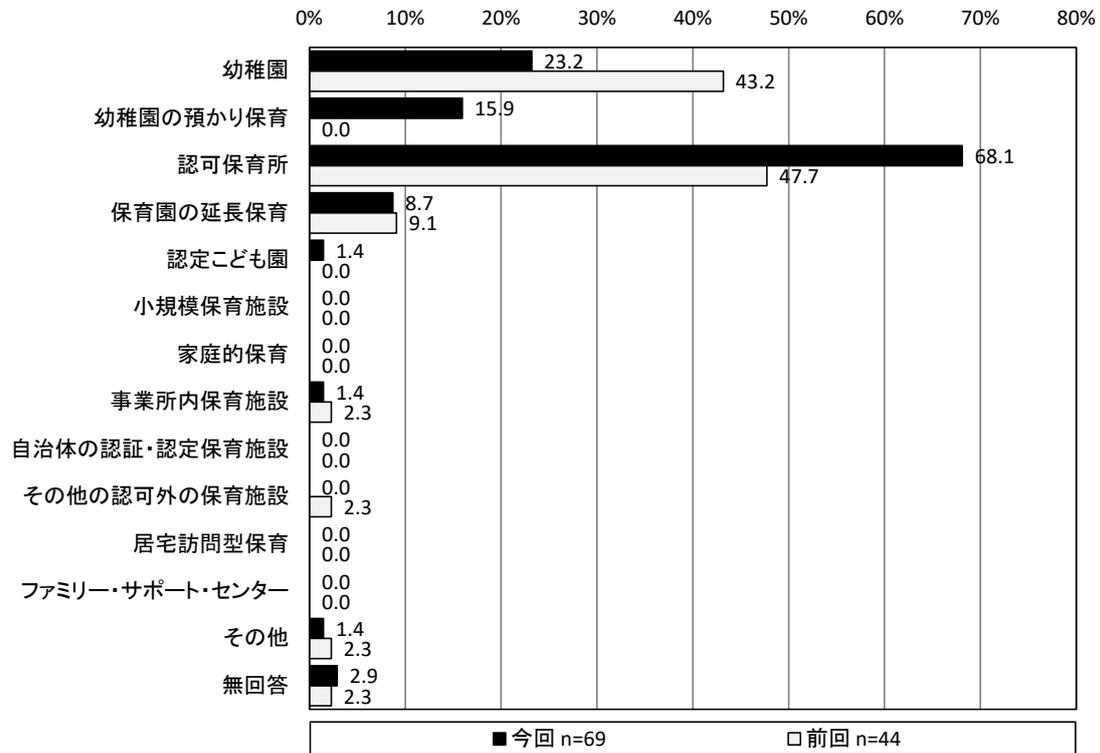
◆平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無





利用している定期的な教育・保育事業については、「認可保育所」が68.1%と最も多く、次いで「幼稚園」が23.2%、「幼稚園の預かり保育」が15.9%となっています。前回調査と比較すると、「認可保育所」の比率が20.4ポイント増加し、「幼稚園」の比率が20.0ポイント減少しています。

◆利用している定期的な教育・保育事業



【用語の説明】

※幼稚園の預かり保育：通常の就園に加え、就園時間を延長して預かる事業です。

※認定こども園：幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。

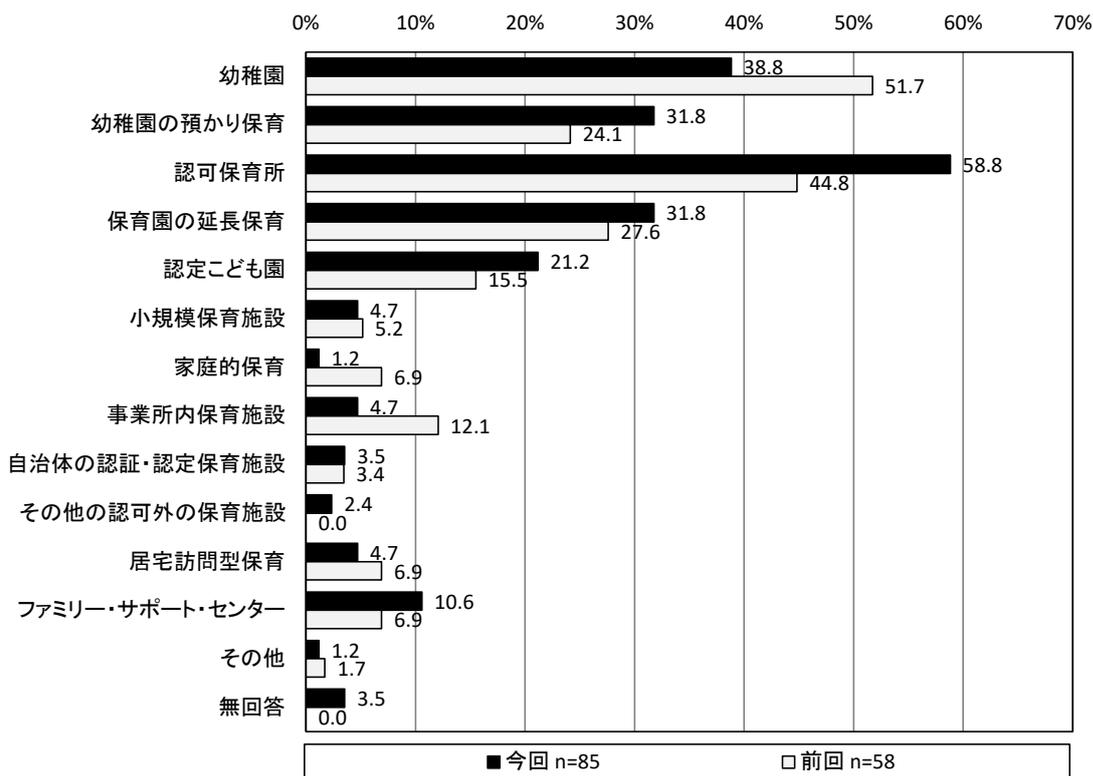
※家庭的保育：保育者の家庭等で3歳未満の子どもを、5人以下で保育する事業です。（保育ママ）

※事業所内保育施設：企業が従業員用に運営する施設です。

※ファミリー・サポート・センター：育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員になり、助け合う会員組織です。

利用したい定期的な教育・保育事業については、「認可保育所」が58.8%と最も多く、「幼稚園」が38.8%と続いています。その他、「幼稚園の預かり保育」、「保育園の延長保育」（31.8%）、「認定こども園」（21.2%）、「ファミリー・サポート・センター」（10.6%）と続き、現在の利用を大きく上回る回答率を示しています。前回調査と比較すると、「認可保育所」の比率が14.0ポイント増加し、「幼稚園」の比率が12.9ポイント減少しています。

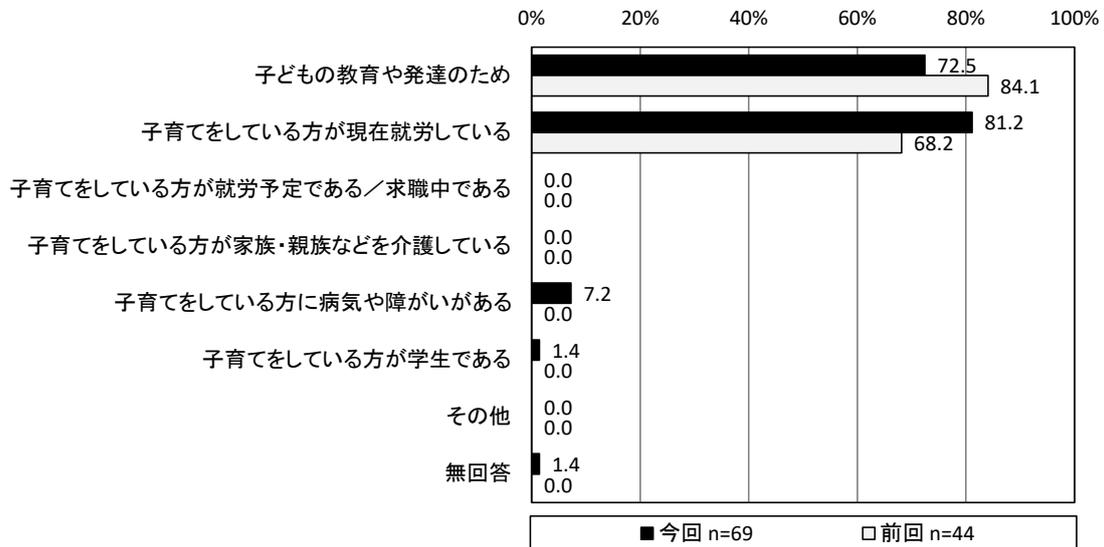
◆利用したい定期的な教育・保育事業





サービスを利用している理由として、「子育てをしている方が現在就労している」が81.2%と最も多く、次いで、「子どもの教育や発達のため」が72.5%となっており、前回調査と比較すると、「子育てをしている方が現在就労している」の比率が13.0ポイント増加し、「子どもの教育や発達のため」の比率が11.6ポイント減少しています。

◆事業を利用している理由

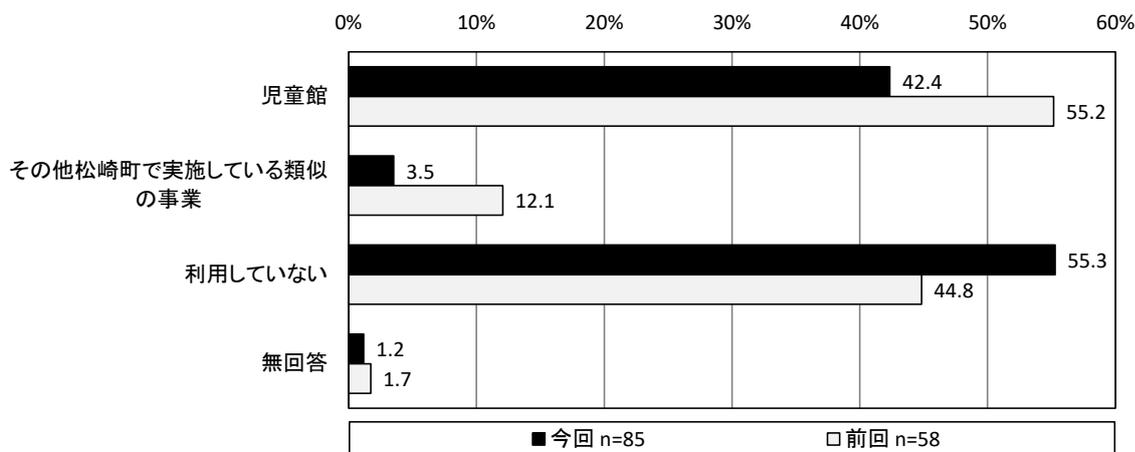


⑤地域子育て支援事業の利用状況

ア. 地域子育て支援拠点事業の利用状況、意向

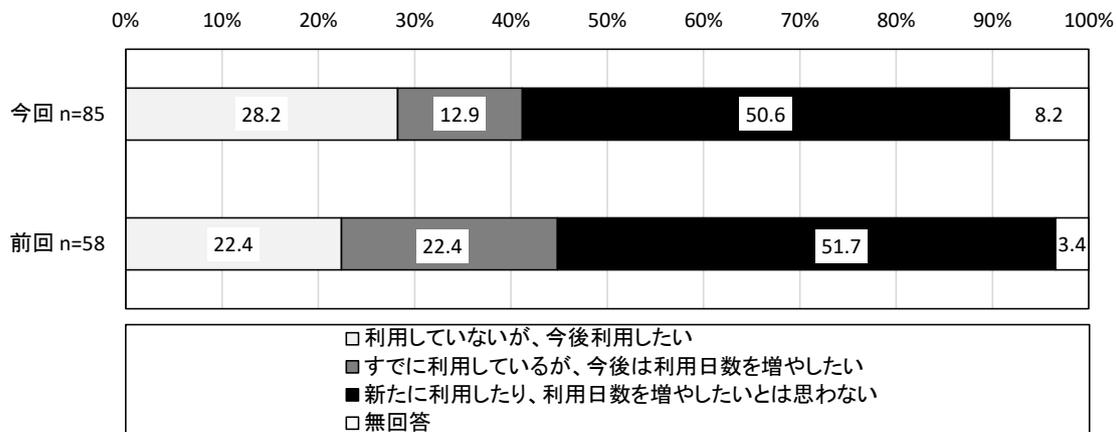
地域子育て支援拠点事業の利用状況については、「児童館」が42.4%、「その他松崎町で実施している類似の事業」が3.5%となっており、「児童館」と「その他松崎町で実施している類似の事業」を合わせると、45.9%になっています。前回調査と比較すると、「利用していない」の比率が10.5ポイント増加し、「児童館」の比率が12.8ポイント減少しています。

◆地域子育て支援拠点事業の利用状況



今後の利用意向については、「利用していないが、今後利用したい」が28.2%、「すでに利用しているが、今後は利用日数を増やしたい」が12.9%となっています。前回調査と比較すると、「利用していないが、今後利用したい」の比率が増加し、「すでに利用しているが、今後は利用日数を増やしたい」の比率が減少しています。

◆地域子育て支援拠点事業の利用意向



【用語の説明】

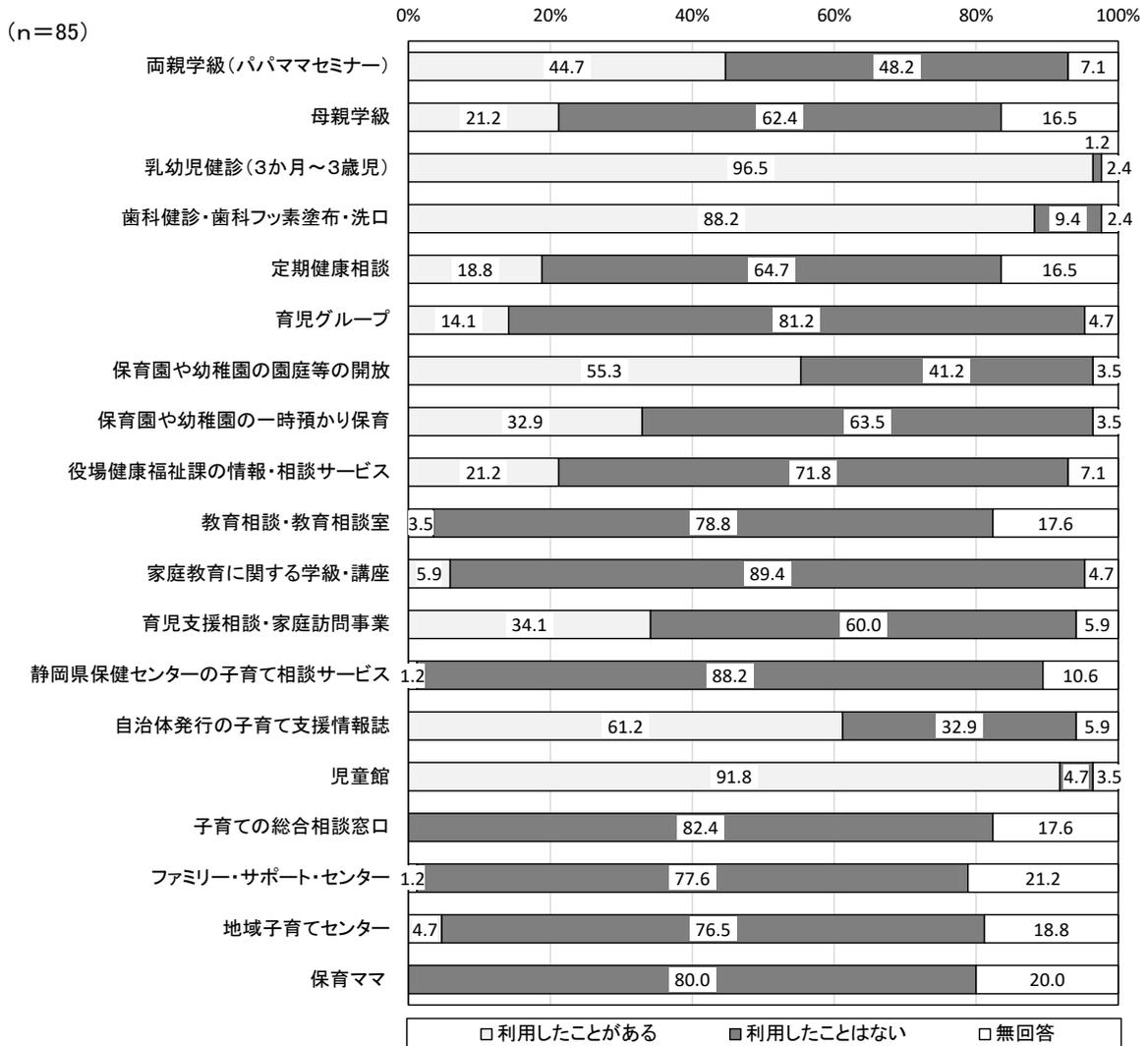
※地域子育て支援拠点事業：親子が集まって過ごしたり、相談したり、情報提供を受けたりする場で、児童館や育児グループが該当します。



イ. その他の地域子育て支援事業の利用状況

その他の地域子育て支援事業の利用状況については、「利用したことがある」との回答が最も多いのが「乳幼児健診（3か月～3歳児）」で96.5%を示しており、「児童館」が91.8%、「歯科健診・歯科フッ素塗布・洗口」が88.2%と続いています。

◆その他の地域子育て支援事業の利用状況



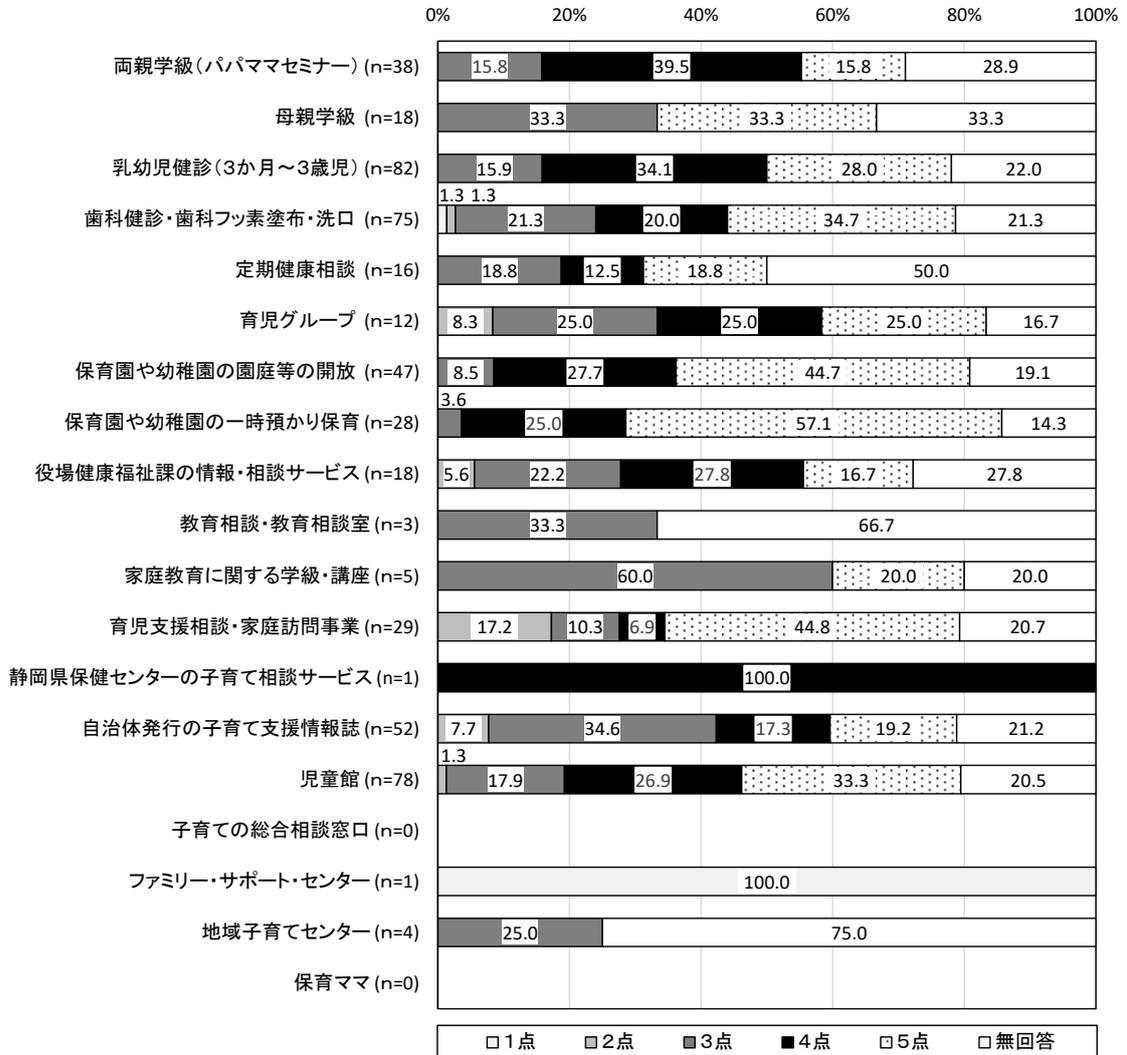
【用語の説明】

※育児グループ：児童館において「育児グループ・すくすく広場」を開催し、相談、情報の提供、子育て親子の交流を図る事業です。

※育児支援相談・家庭訪問事業：保健師により乳幼児家庭の全戸訪問を実施し、情報提供や養育環境の把握を行う事業です。特に養育支援が必要な家庭に対し、指導・助言等、保健師が継続的な支援を行っています。

事業の満足度については、約半数の事業において『満足』（「4点、5点」を合わせた割合）が5割以上となっています。

◆その他の地域子育て支援事業の満足度

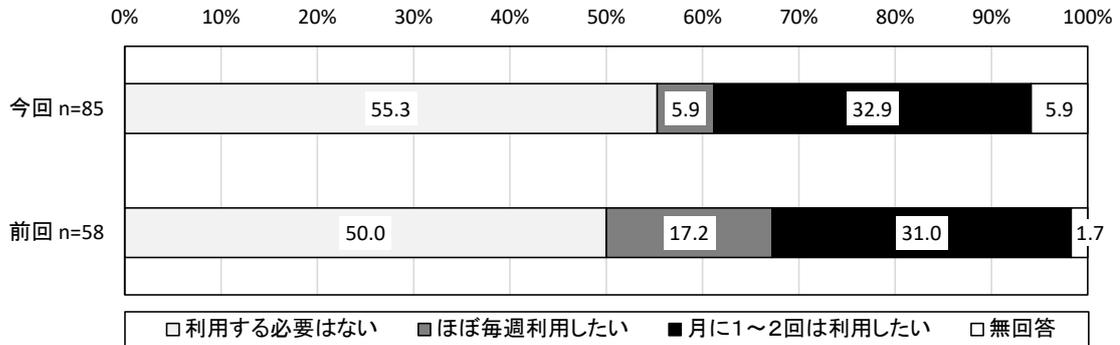




⑥土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望

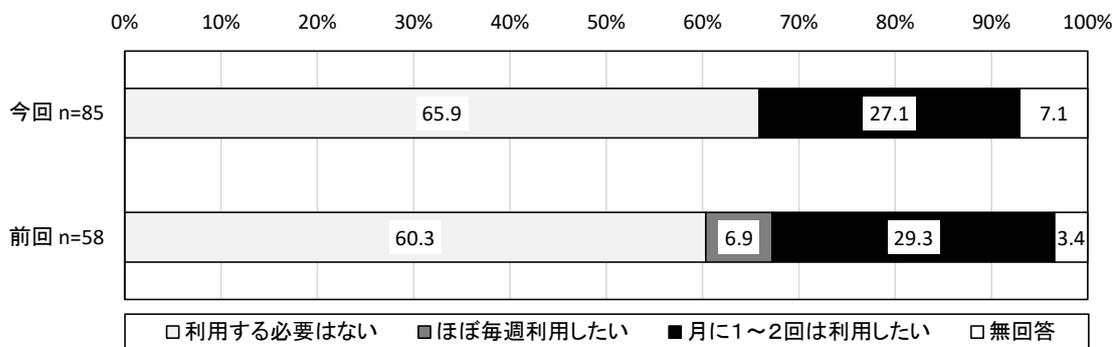
土曜日の幼稚園や保育園などの教育・保育事業の利用希望については、「利用する必要はない」が55.3%を占め、次いで「月に1～2回は利用したい」が32.9%、「ほぼ毎週利用したい」が5.9%となっており、前回調査と概ね同様の傾向となっています。

◆土曜日の利用希望



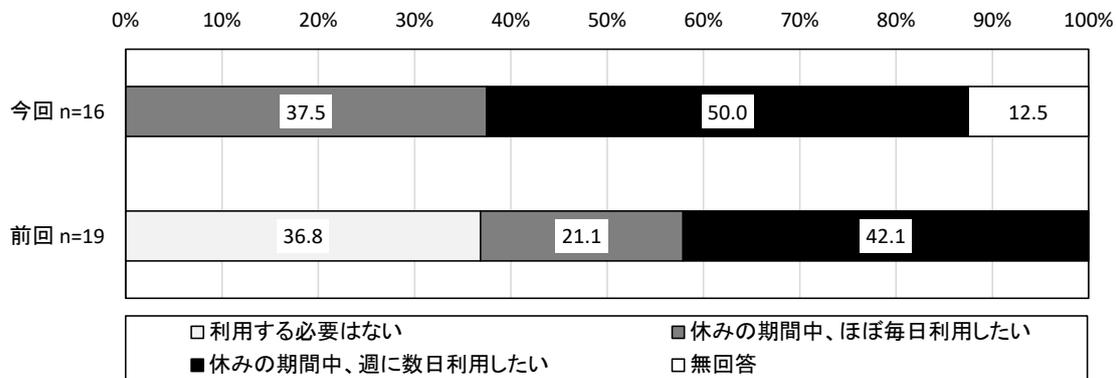
日曜日・祝日の教育・保育事業の利用希望については、「利用する必要はない」が65.9%を占め、次いで「月に1～2回は利用したい」が27.1%となっており、前回調査と概ね同様の傾向となっています。

◆日曜日・祝日の利用希望



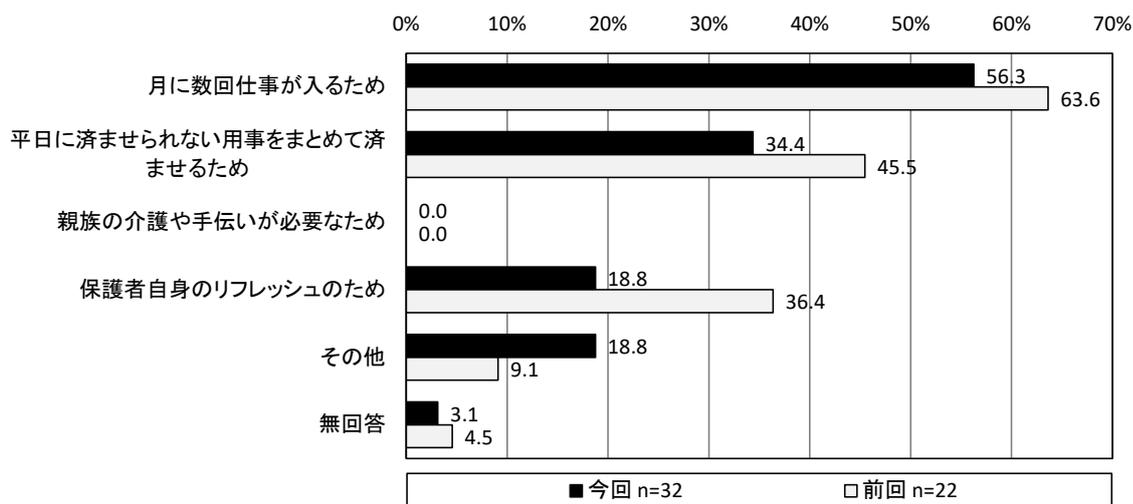
夏休み・冬休みなどの長期休暇期間中の教育・保育事業の利用希望については、「休みの期間中、週に数日利用したい」が50.0%を占め、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が37.5%となっています。なお、今回調査では「利用する必要はない」との回答が0.0%となっています。

◆夏休み・冬休みなどの長期休暇中の利用希望



毎週ではなくたまに利用したい理由については、「月に数回仕事が入るため」が56.3%を占め、「平日に済ませられない用事をまとめて済ませるため」が34.4%と続いています。前回調査と比較すると、「保護者自身のリフレッシュのため」の比率が17.6ポイント、「平日に済ませられない用事をまとめて済ませるため」の比率が11.1ポイント減少しています。

◆たまに利用したい理由

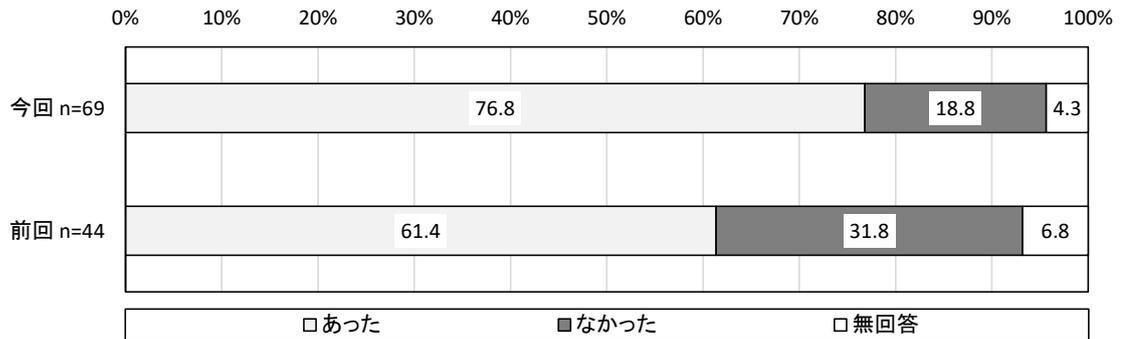




⑦お子さんの病気の際の対応

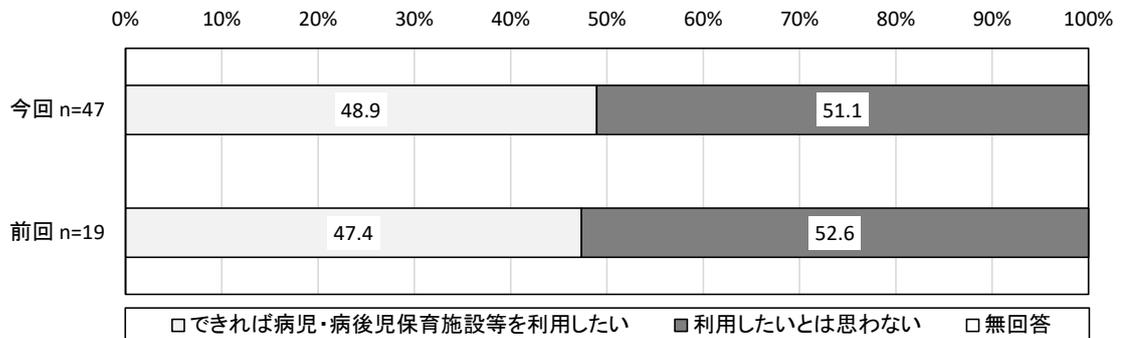
この1年間に、病気やケガで普段利用している教育・保育事業を利用できなかったかについては、「あった」が76.8%、「なかった」が18.8%となっており、前回調査と比較すると、「あった」の比率が15.4ポイント増加し、「なかった」の比率が13.0ポイント減少しています。

◆定期的な教育・保育事業を利用できなかったことの有無



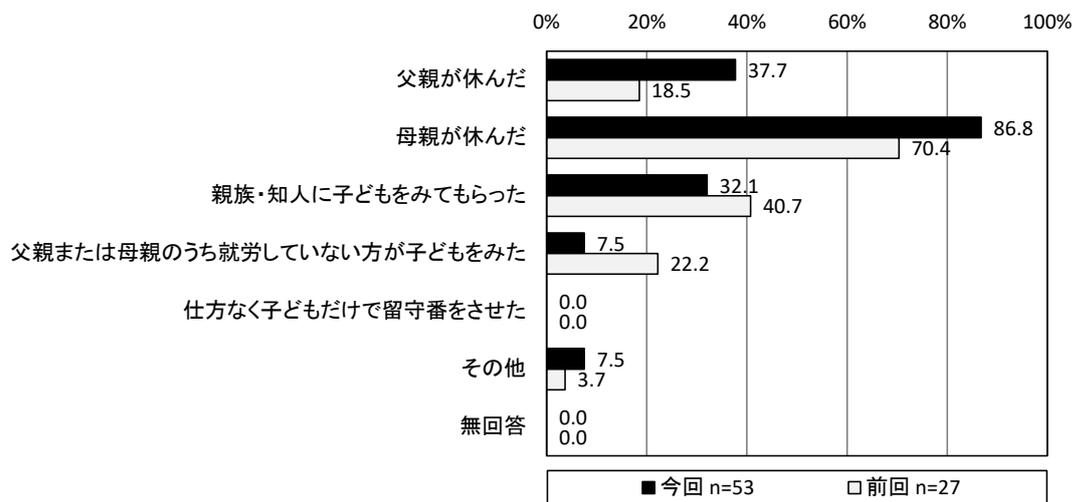
またその際、病児・病後児のための保育施設等の利用意向については、「できれば利用したい」が48.9%、「利用したいとは思わない」が51.1%となっており、前回調査と概ね同様の傾向となっています。

◆病児・病後児のための保育施設等の利用意向



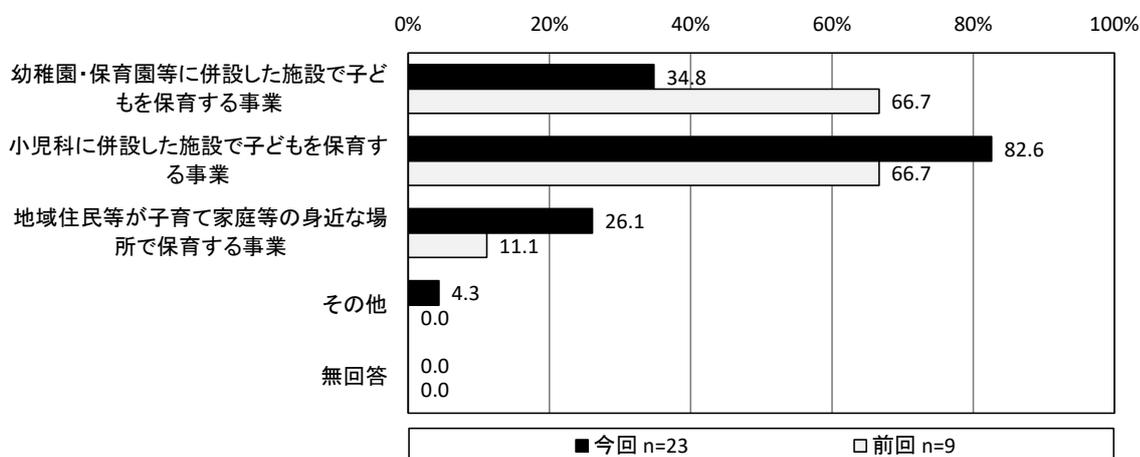
通常の事業が利用できなかった場合の対処方法は、「母親が休んだ」が86.8%と最も多く、「父親が休んだ」が37.7%、「親族・知人に子どもをみてもらった」が32.1%と続いています。前回調査と比較すると、「父親が休んだ」の比率が19.2ポイント、「母親が休んだ」の比率が16.4ポイント増加し、「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」の比率が14.7ポイント減少しています。

◆通常の事業が利用できなかった場合の対処法



子どもを預ける場合の事業形態の希望については、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が82.6%と最も多く、「幼稚園・保育園等に併設した施設で子どもを保育する事業」が34.8%と続いています。前回調査と比較すると、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」の比率が15.9ポイント、「地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業」の比率が15.0ポイント増加し、「幼稚園・保育園等に併設した施設で子どもを保育する事業」の比率が31.9ポイント減少しています。

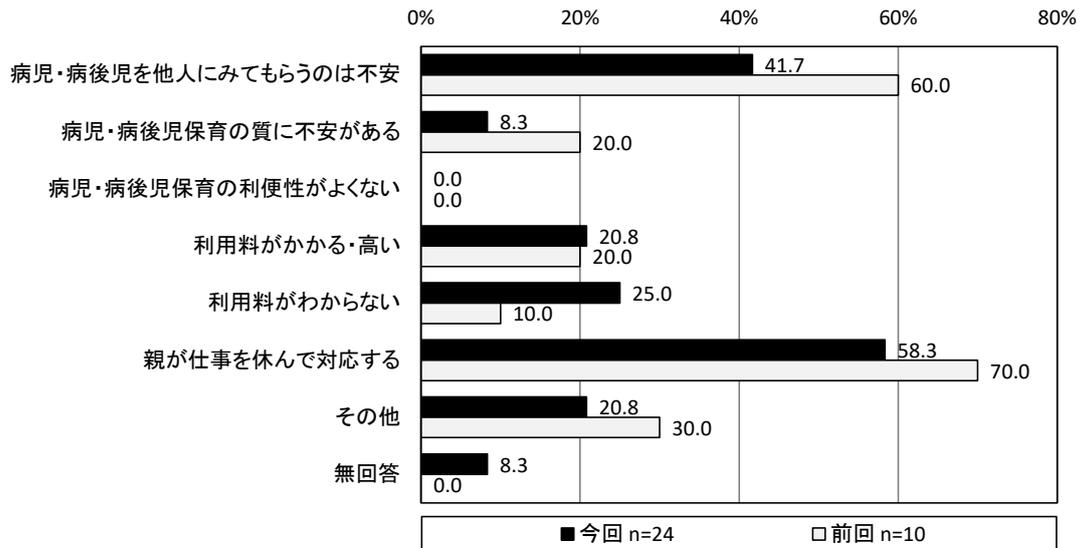
◆子どもを預ける場合の事業形態の希望





また、病児・病後児保育施設等を利用したいと思わない理由については、「親が仕事を休んで対応する」が58.3%と最も多く、「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」が41.7%と続いています。前回調査と比較すると、「利用料がわからない」の比率が15.0ポイント増加し、「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」の比率が18.3ポイント、「病児・病後児保育の質に不安がある」および「親が仕事を休んで対応する」の比率がそれぞれ11.7ポイント減少しています。

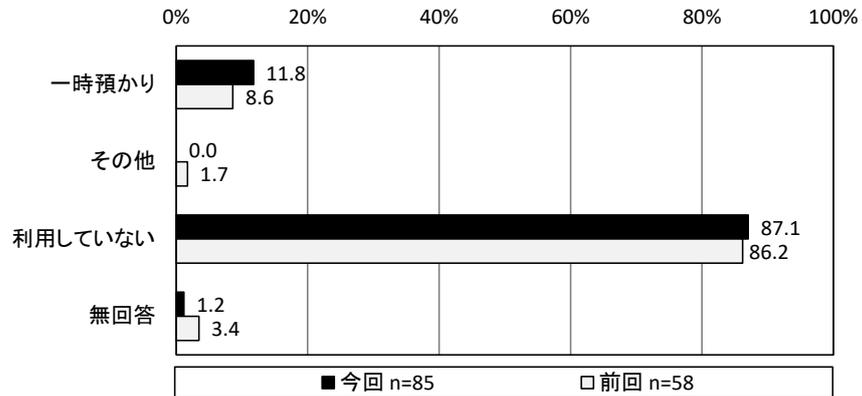
◆病児・病後児保育施設等を利用したいと思わない理由



⑧不定期の教育・保育事業の利用、宿泊を伴う一時預かり等の利用

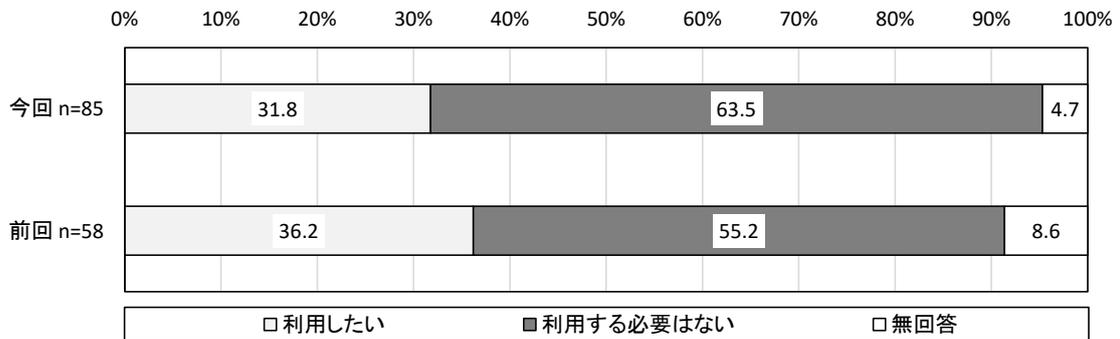
この1年間の、私用、親の通院、不定期の就労などが目的の一時預かり等の利用状況については、「利用していない」が87.1%と最も多く、「一時預かり」が11.8%となっており、前回調査と概ね同様の傾向となっています。

◆不定期に利用した事業



一時預かり等の利用意向については、そのようなサービス事業を「利用したい」が31.8%、「利用する必要はない」が63.5%となっており、前回調査と概ね同様の傾向となっています。

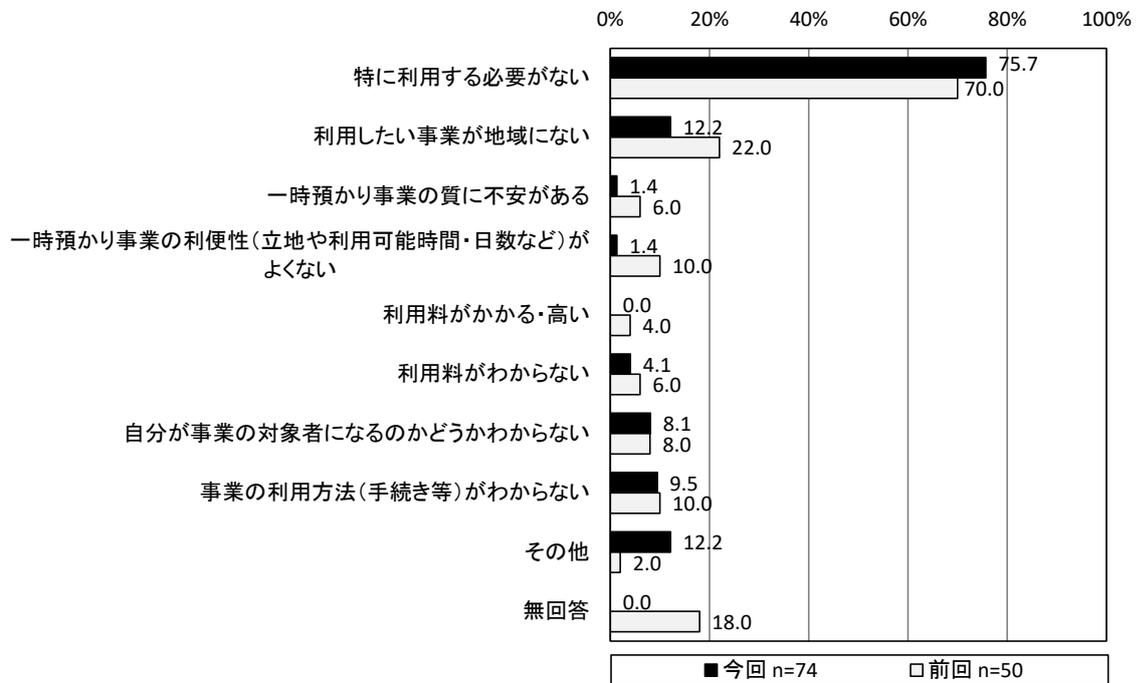
◆一時預かり等の利用意向





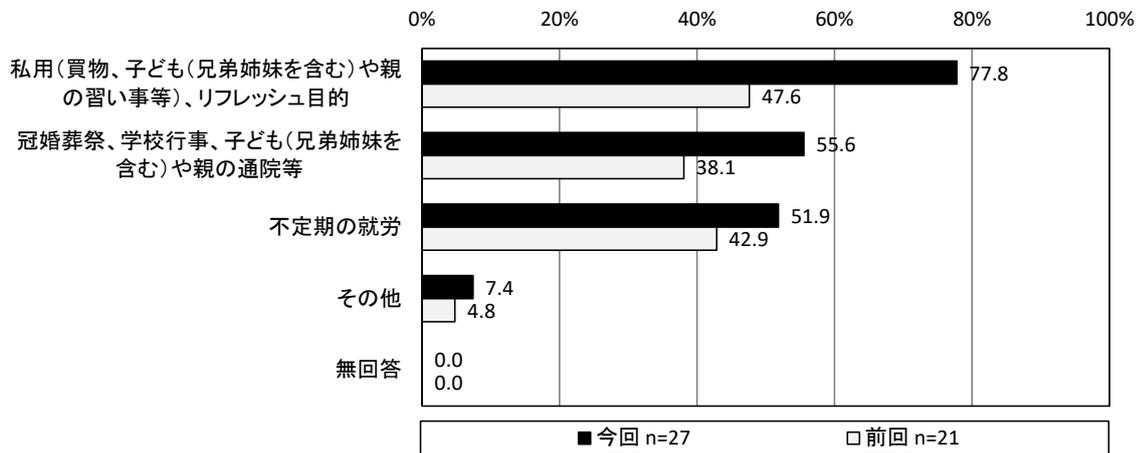
利用していない理由については、「特に利用する必要がない」が75.7%と最も多く、「利用したい事業が地域にない」が12.2%となっており、前回調査と概ね同様の傾向となっています。

◆利用していない理由



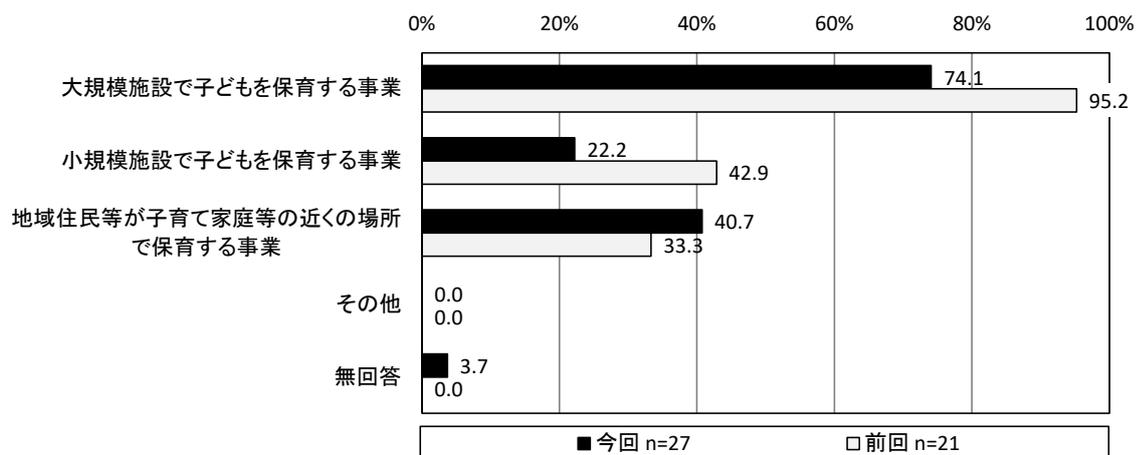
利用する必要があると思う目的については、「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」が77.8%と最も多く、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が55.6%、「不定期の就労」が51.9%と続いています。前回調査と比較すると、すべての項目の比率が増加しています。

◆利用する必要があると思う目的



望ましい事業形態については、「大規模施設で子どもを保育する事業」が74.1%と最も多く、「地域住民等が子育て家庭等の近くの場所で保育する事業」が40.7%、「小規模施設で子どもを保育する事業」が22.2%となっています。前回調査と比較すると、「大規模施設で子どもを保育する事業」の比率が21.1ポイント、「小規模施設で子どもを保育する事業」の比率が20.7ポイント減少しています。

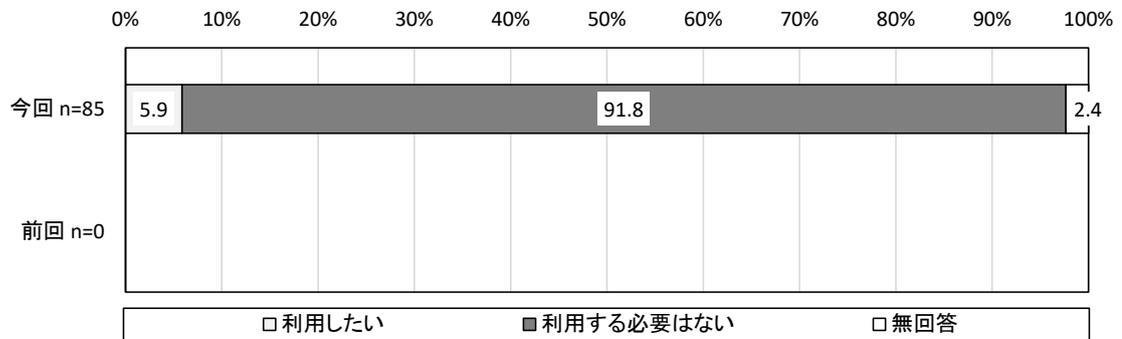
◆望ましい事業形態



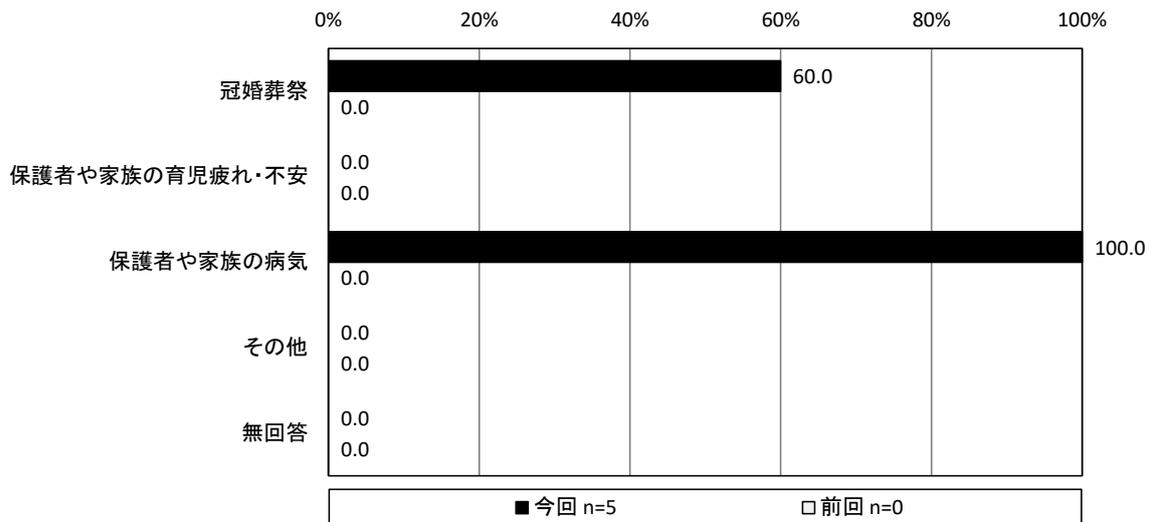


短期入所生活援助事業（ショートステイ）の利用意向については、「利用する必要はない」が91.8%を占め、「利用したい」は5.9%となっています。利用を希望する目的については、「冠婚葬祭」や「保護者や家族の病気」が挙げられています。

◆短期入所生活援助事業（ショートステイ）の利用意向



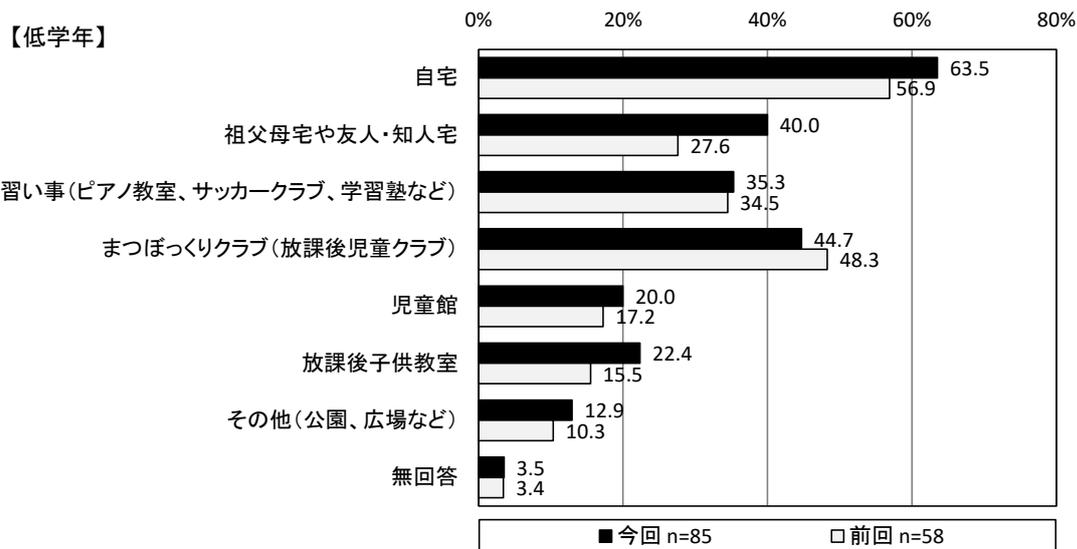
◆短期入所生活援助事業（ショートステイ）を利用する目的



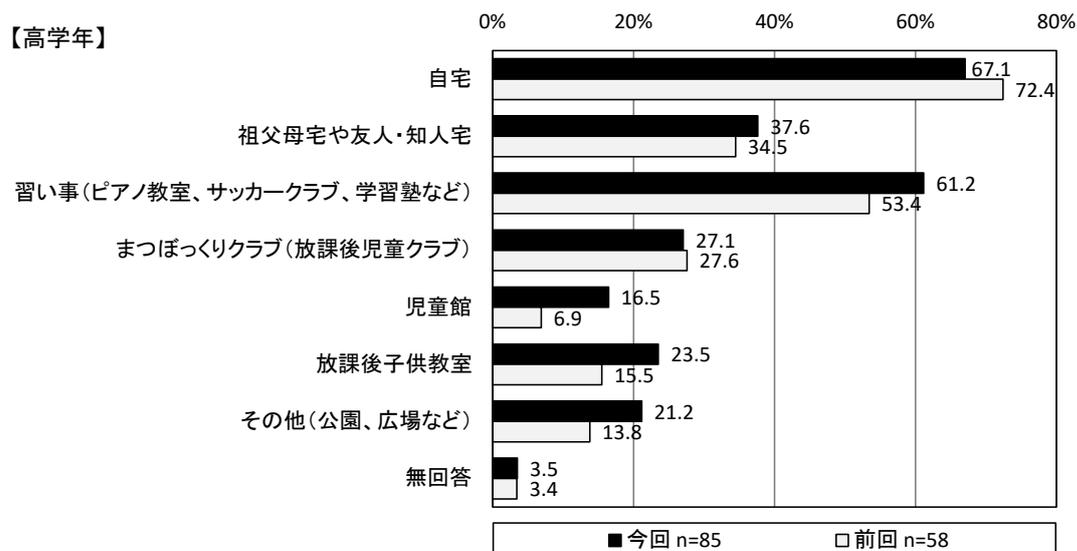
⑨放課後の過ごし方

放課後、低学年（1～3年生）に過ごさせたい場所は、「自宅」が63.5%と最も多く、「まっぼっくりクラブ（放課後児童クラブ）」が44.7%、「祖父母宅や友人・知人宅」が40.0%と続いています。前回調査と比較すると、「祖父母宅や友人・知人宅」の比率が12.4ポイント増加しています。

◆放課後の過ごし方



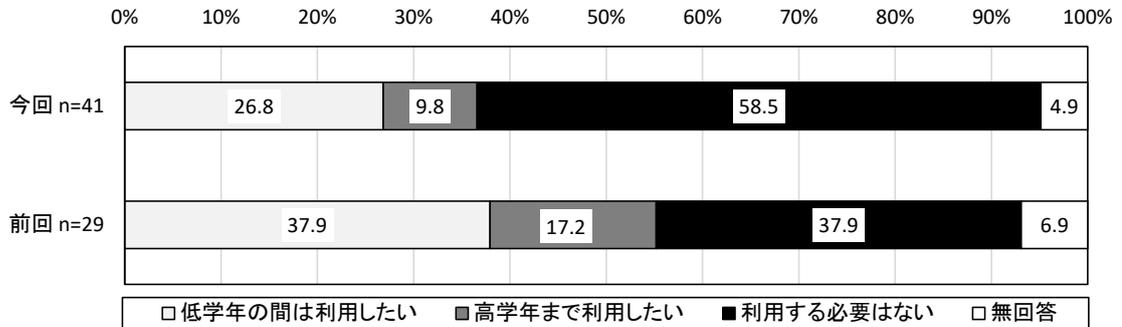
放課後、高学年（4～6年生）に過ごさせたい場所は、「自宅」が67.1%と最も多く、「習い事」が61.2%、「祖父母宅や友人・知人宅」が37.6%と続いており、前回調査と概ね同様の傾向となっています。





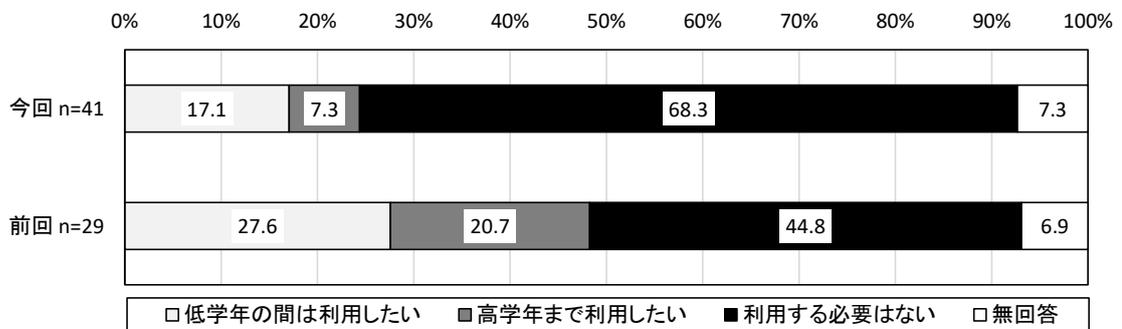
土曜日の放課後児童クラブの利用希望については、「利用する必要はない」が58.5%と最も多く、「低学年の間は利用したい」が26.8%と続いています。前回調査と比較すると、「利用する必要はない」の比率が20.6ポイント増加し、「低学年の間は利用したい」の比率が11.1ポイント減少しています。

◆土曜日の放課後児童クラブの利用希望



日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用希望については、「利用する必要はない」が68.3%と最も多く、「低学年の間は利用したい」が17.1%と続いています。前回調査と比較すると、「利用する必要はない」の比率が23.5ポイント増加し、「低学年の間は利用したい」の比率が10.5ポイント減少しています。

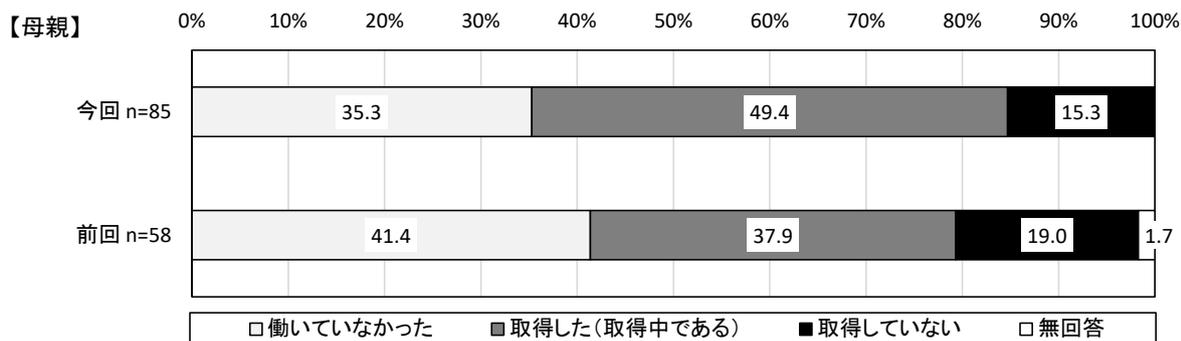
◆日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用希望



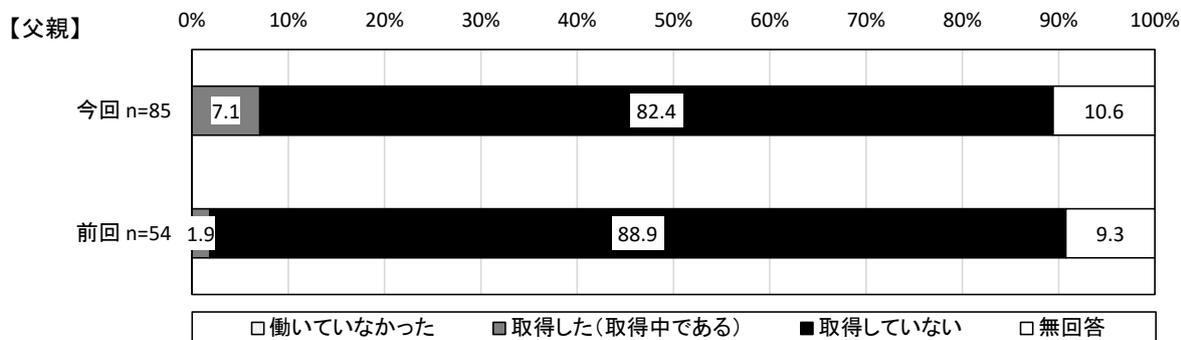
⑩職場の両立支援制度の利用

母親の育児休業の取得については、「取得した（取得中である）」が49.4%と最も多く、「働いていなかった」が35.3%、「取得していない」が15.3%となっています。前回調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の比率が11.5ポイント増加しています。

◆育児休業の取得状況



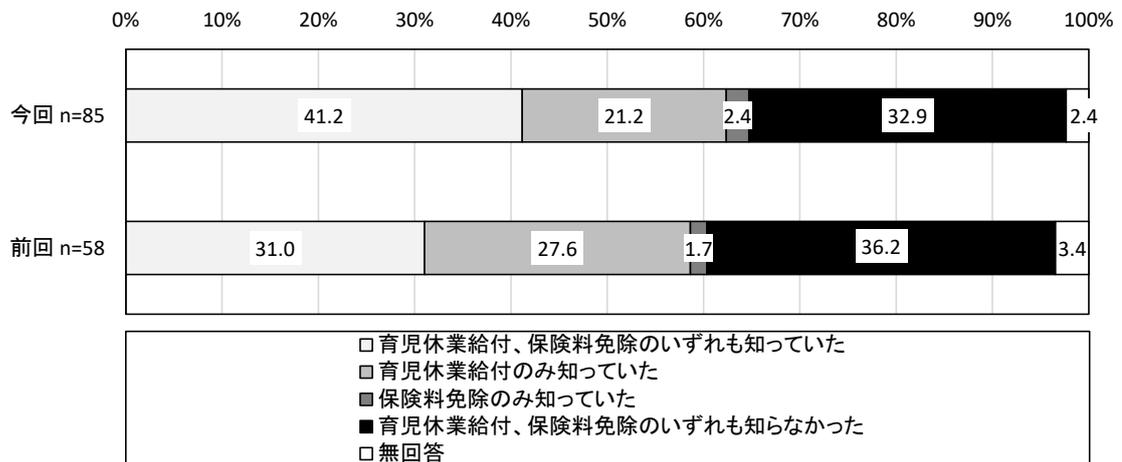
父親の育児休業の取得については、「取得していない」が82.4%を占め、「取得した（取得中である）」が7.1%となっています。前回調査と比較すると、「取得していない」の比率が8割台と高い状況であることは変わりませんが、「取得した（取得中である）」の比率は増加しています。





育児休業給付、健康保険・厚生年金保険の保険料免除の制度についての認知状況については、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた」が41.2%、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった」が32.9%、「育児休業給付のみ知っていた」が21.2%と続いています。前回調査と比較すると、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた」の比率が10.2ポイント増加し、認知が進んでいることがうかがわれます。

◆育児休業給付、健康保険・厚生年金保険の保険料免除の認知状況



3. 子ども・子育て支援事業の現状

(1) 保育所（園）の状況

①保育所（園）の概要

本町には現在、私立の聖和保育園が1園あります。そのサービス概要は以下のとおりです。

保育の対象年齢は0歳児からとなっており、定員については60人です。

保育時間については、通常保育が午前8時から午後4時になっており、午前7時30分から8時、午後4時から5時30分まで時間外保育、午後5時30分から6時30分まで延長保育を行っています。また、一時預かり保育を行っています。

◆保育所（園）の概要

施設名	公・私	対象年齢	定員(人)	保育時間	延長保育	一時預かり
聖和保育園	私立	0歳児から	80	○通常保育 8:00~16:00 ○時間外保育 7:30~8:00 16:00~17:30	17:30~18:30	あり

資料:松崎町調べ

②園児数の推移

令和6年5月1日現在、本町の保育園の入所園児数は60人になっています。定員は令和4年度までは80人でしたが、令和5年度から60人となっており、現在の入所率が100%になっています。園児数の推移をみると、令和元年度の70人から年度により増減がありますが、この6年間で10人減少しました。

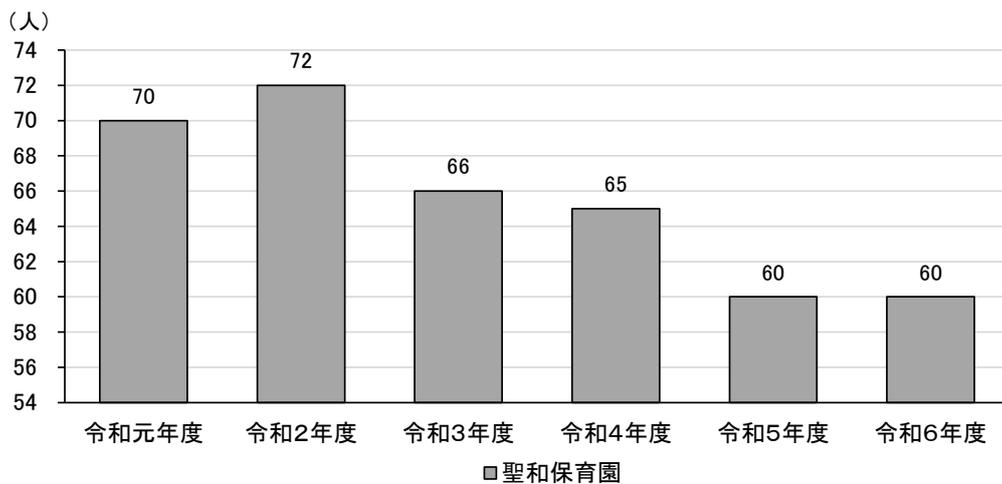
◆園児数の推移

項目	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	定員	入所率	6年間の増減
聖和保育園	実数(人)	70	72	66	65	60	60	60	100.0	-10
対前年度増減数	実数(人)		2	-6	-1	-5	0			

資料:松崎町調べ



◆総園児数の推移



(2) 幼稚園の状況

①幼稚園の概要

本町には現在、町立の松崎幼稚園があり、令和6年度の募集概要は以下の通りです。

◆対象児

平成30年4月2日から令和3年4月1日までに生まれた幼児
(3歳児、4歳児、5歳児)

◆教育時間・学年

1日 午前8時15分から午後2時30分まで

◆休園日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

日曜日および土曜日

学年始、夏季、冬季および学年末休園日として園長が定める期間

◆その他

預かり保育サービス あり 一時預かり保育サービス なし 園バス あり

②園児数の推移

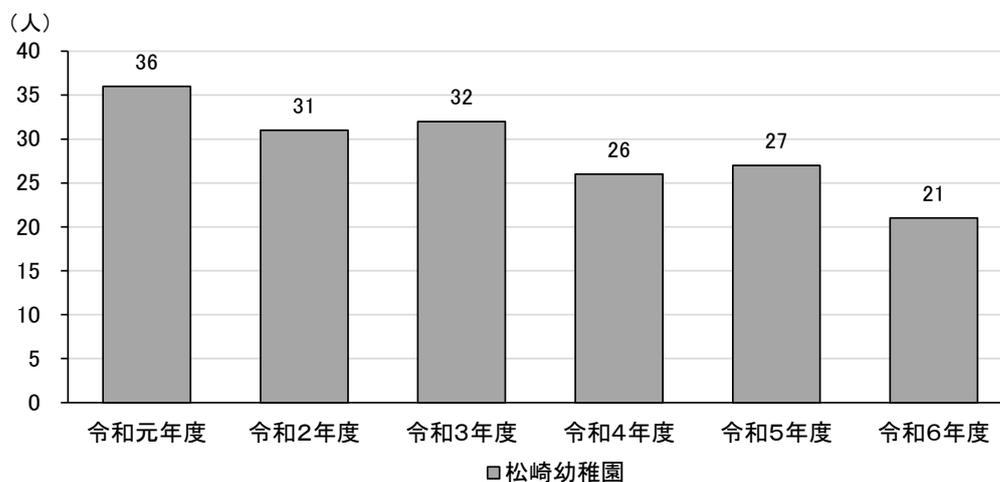
令和6年5月1日現在、本町の幼稚園園児数は21人になっています。定員49人を大幅に下回る園児数（定員充足率42.9%）になっています。園児数の推移をみると、令和元年度は36人でしたが、その後減少が続き、この6年間で15人減少しています。

◆園児数の推移

項目	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	定員	定員充足率	6年間の増減
松崎幼稚園	実数(人)	36	31	32	26	27	21	49	42.9%	-15
対前年度増減数	実数(人)		-5	1	-6	1	-6			

資料:松崎町調べ

◆総園児数の推移



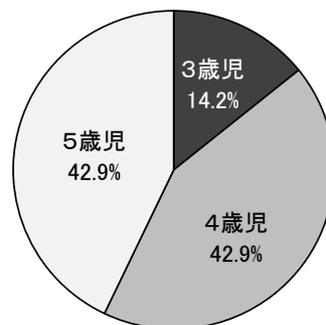
③園児の年齢構成

令和6年5月1日現在、園児の年齢構成をみると、最も多いのが4歳児、5歳児で、それぞれ9人、3歳児が3人の構成になっています。

◆園児の年齢構成

項目	単位	3歳児	4歳児	5歳児	合計
松崎幼稚園	実数(人)	3	9	9	21
	構成比(%)	14.2	42.9	42.9	100.0

資料:松崎町調べ





(3) 児童館の状況

現在、本町には松崎町立児童館があり、健康を増進し、心身を豊かにすることを目的として設置され、令和5年度の年間利用延べ人数は6,146人となっています。

利用延べ人数の推移をみると、令和元年度の7,362人から令和5年度では6,146人となっており、この5年間で1,216人減少しています。

◆児童館の概要

項目	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	5年間の増減
年間利用延べ人数	実数(人)	7,362	4,018	5,461	5,635	6,146	-1,216
対前年度増減数	実数(人)		-3,344	1,443	174	511	

資料:松崎町調べ

(4) 放課後児童クラブ（まつぼっくりクラブ）の状況

小学校下校後、保護者と一緒に過ごすことのできない児童のために、遊び場や生活の場を提供する放課後児童クラブ（まつぼっくりクラブ）を、児童館を利用して開催しています。小学生1年生から6年生まで全学年を対象に行っており、令和5年度の年間利用数（人日/年）は、18人日/年になっています。

令和2年度以降の利用数の推移をみると、減少傾向にあります。

利用数を低学年、高学年別にみると、低学年の利用が圧倒的に多くなっており、令和5年度は低学年が17人/年、高学年が1人/年の構成になっています。

◆放課後児童クラブ（まつぼっくりクラブ）利用数の推移

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	4年間の増減
低学年利用数	人/年	26	20	20	17	-9
高学年利用数	人/年	3	2	7	1	-2
合計	人/年	29	22	27	18	-11
対前年度増減数	人/年		-7	5	-9	

資料:松崎町調べ

(5) 育児グループ活動の状況

本町では児童館の事業として、イベントを通して子育て親子の交流をする育児グループの活動を行っています。

(6) 一時預かり事業の状況

保護者の労働、傷病、冠婚葬祭などの理由により、保育が困難になった乳幼児に対し、一時的に預かり保育を行う事業で、本町では児童館で実施しています。

令和5年度の年間利用人数は170人日/年であり、令和2年度からの4年間で36人日/年と増加しています。特に、令和2年度から令和3年度の間には大幅な増加をしました。

◆一時預かりの推移

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	4年間の増減
年間利用人数	人日/年	134	228	166	170	36
対前年度増減数	人日/年		94	-62	4	

資料:松崎町調べ

(7) 乳児家庭全戸訪問事業の状況

新生児のいる全家庭を訪問し、相談・助言の支援を行っています。令和5年度には10人/年の家庭を訪問しています。令和2年度から令和5年度の4年間で1人増加しています。

◆訪問数の推移

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	4年間の増減
新生児訪問(対象者)	人/年	9	14	18	10	1
対前年度増減数	人/年		5	4	-8	

資料:松崎町調べ

(8) 妊婦健康診査助成事業の状況

安全・安心な出産を迎えるため、妊婦の定期的な健康診査を勧奨し、その費用を助成しています。令和5年度の受診者は12人/年でした。令和3年度以降減少が続いており、この4年間で5人減少しました。

◆受診数の推移

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	4年間の増減
受診者数	人/年	17	23	22	12	-5
対前年度増減数	人/年		6	-1	-10	

資料:松崎町調べ



(9) 養育支援訪問事業の状況

養育支援が特に必要な家庭に対し、その家庭を訪問し、養育に対する指導・助言などを行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。本町では、乳幼児家庭全戸訪問で特に支援が必要な家庭に対し、保健師が継続的な支援を行っています。

令和5年度の訪問家庭数は2件/年になっています。令和2年度は1件/年となっており、ほぼ横ばいとなっています。

◆訪問家庭数の推移

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	4年間の増減
訪問家庭数	人/年	1	0	1	2	1
対前年度増減数	人/年		-1	1	1	

資料:松崎町調べ

(10) その他の母子保健事業の状況

本町ではその他、次のような健康診査、相談事業等、さまざまな母子保健事業を行っています。

- ・乳児健康診査（4か月健診、10か月健診）
- ・幼児健康診査（1歳6か月健診、3歳児健診）
- ・虫歯予防、2歳児・2歳6か月児・3歳6か月児・4歳児フッ素塗布事業
- ・生活リズム
- ・伴走型妊婦支援事業
- ・乳児相談
- ・幼児発達精密検査
- ・不妊治療医療費助成
- ・母子手帳交付
- ・未熟児養育医療費助成

4. 将来人口の推計

(1) 総人口の推計

本町の総人口は令和5年10月1日現在（静岡県市町村別推計人口）、5,565人になっています。本町のこれまでの推移から、将来の人口を推計すると、令和12年に4,841人、令和17年に4,290人、令和22年には3,767人と、4,000人を割るものと予想されます。

年齢3階級別人口をみると、令和22年には年少人口は216人（0～14歳、全体に占める構成比5.7%）、生産年齢人口は1,353人（15～64歳、同 35.9%）、老年人口は2,198人（65歳以上、同 58.3%）になると予想されます。

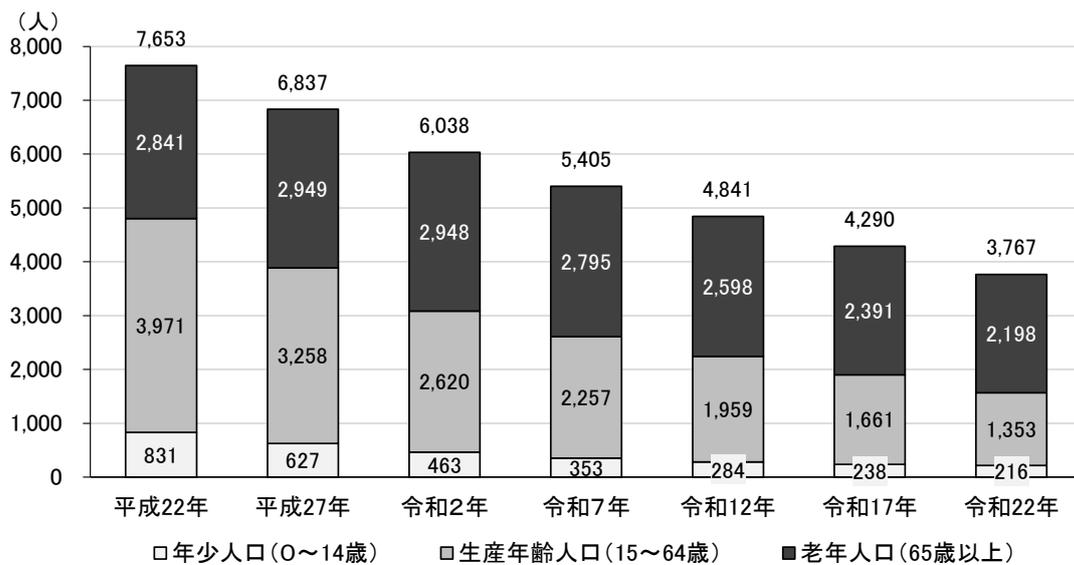
◆総人口の推計

区分	項目	単位	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
総人口	実数	人	7,653	6,837	6,038	5,405	4,841	4,290	3,767
	構成比	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
年少人口 (0～14歳)	実数	人	831	627	463	353	284	238	216
	構成比	%	10.9	9.2	7.7	6.5	5.9	5.5	5.7
生産年齢人口 (15～64歳)	実数	人	3,971	3,258	2,620	2,257	1,959	1,661	1,353
	構成比	%	51.9	47.7	43.4	41.8	40.5	38.7	35.9
老年人口 (65歳以上)	実数	人	2,841	2,949	2,948	2,795	2,598	2,391	2,198
	構成比	%	37.1	43.2	48.8	51.7	53.7	55.7	58.3

資料：平成22年、27年、令和2年は国勢調査、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所

注：総人口は年齢不詳人口を含む。

◆総人口の推計





(2) 児童人口の推計

本町の総児童人口（18歳未満）は令和6年10月1日現在（静岡県市町村別推計人口より推計）475人と推計されます。年齢別にみると、乳幼児人口（0～5歳）が110人（全体に占める構成比23.2%）、小学生人口（6～11歳）が161人（同 33.9%）、中高生人口（12～17歳）が204人（同 42.9%）の構成になっています。

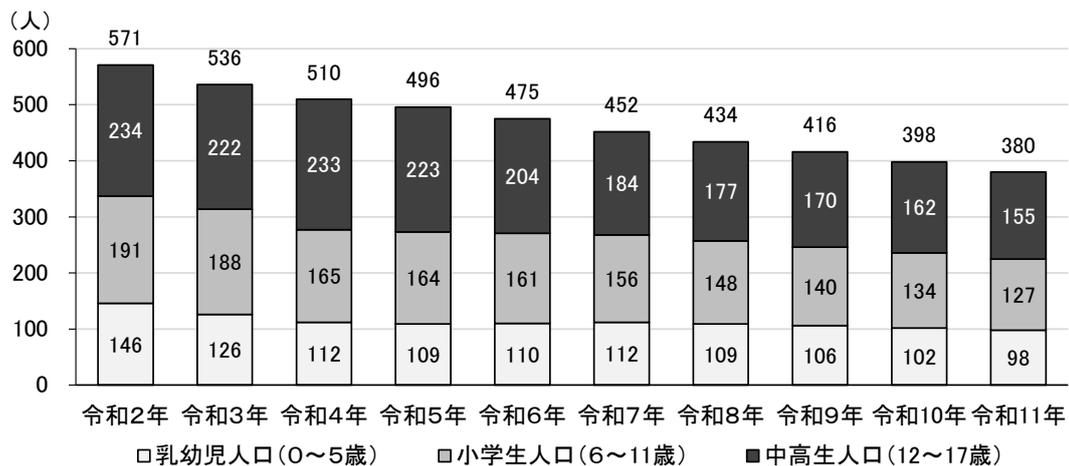
本計画の最終年度の令和11年度について総人口の推計をもとに、総児童人口は380人と推計されます。さらに年齢別に推計すると、乳幼児人口が98人（同 25.8%）、小学生人口が127人（同 33.4%）、中高生人口が155人（同 40.8%）になると予想されます。

◆児童人口の推計

区分	項目	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
児童人口	実数	人	571	536	510	496	475	452	434	416	398	380
	構成比	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
乳幼児人口 (0～5歳)	実数	人	146	126	112	109	110	112	109	106	102	98
	構成比	%	25.6	23.5	22.0	22.0	23.2	24.8	25.1	25.5	25.6	25.8
小学生人口 (6～11歳)	実数	人	191	188	165	164	161	156	148	140	134	127
	構成比	%	33.5	35.1	32.4	33.1	33.9	34.5	34.1	33.7	33.7	33.4
中高生人口 (12～17歳)	実数	人	234	222	233	223	204	184	177	170	162	155
	構成比	%	41.0	41.4	45.7	45.0	42.9	40.7	40.8	40.9	40.7	40.8

資料：令和2年は国勢調査、令和3～5年は静岡県市町村別推計人口

◆児童人口の推計



5. 第2期計画の進捗評価

第2期計画に盛り込まれた施策、事業について、各基本目標別に進捗状況を評価しました。進捗率を80～100%をAランク、60～79%をBランク、40～59%をCランク、20～39%をDランク、0～19%をEランクと区分し、分類すると次のように整理されました。

基本目標1：子育て家庭を支援するための環境づくり

事業番号	事業名	進捗評価
(1) 子育て支援サービスの充実		
1	子育て相談体制の拡充	B
2	つどいの広場事業の実施（児童館での子育てサークル）	B
(2) 保育サービスの充実		
3	一時預かり事業	A
4	放課後健全育成事業の充実	C
5	休日保育	E
(3) 子育て支援ネットワークづくり		
6	子育て情報ネットワークの確立	B
(4) 公的助成制度の充実		
7-1	子ども手当（児童手当）制度などの充実	A
7-2	出産準備支援祝い品・出産祝い金支給制度の充実	A
8	医療費公費負担制度の充実	A
9	保育料負担の軽減	A
10	教育費の負担の軽減	A
(5) 事業主などへの啓発		
11	育児休暇制度などの普及・啓発	D
12	Uターン・Jターン・Iターン就職の推進や企業の誘致	C
(6) 保育園の整備		
13	保育園の整備	A
(7) 幼稚園の整備		
14	幼稚園の整備	C



基本目標2：子どもを健やかに育てるための環境づくり

事業番号	事業名	進捗評価
(1) 子どもや母親の健康の確保		
15	妊産婦健康相談の推進	A
16	母子健康手帳の交付	B
17	妊婦健康診査の充実	A
18	新生児相談の推進	A
19	乳幼児健診	A
20	予防接種体制の充実	B
21	健康相談や家庭訪問の充実	A
22	保護者の多様な学習機会の提供	C
23	育児グループの拡充	B
24	食育の推進	C
(2) 小児医療体制の充実		
25	小児医療体制の充実	C
(3) 思春期の保健対策		
26	思春期における母子保健教育の推進	B
(4) 児童虐待防止対策		
27	児童虐待防止対策の推進	B
(5) 子どもの安全確保と事故防止対策		
28	子どもの安全対策、事故防止対策の推進	B

基本目標3：子育てを通して、親も地域も育っていくための社会づくり

事業番号	事業名	進捗評価
(1) 地域の子育てに関する活動の推進		
29	子育てを支援する意識啓発の推進と地域の子育て環境づくり	C
30	子育てに係るボランティアの養成・確保	E
31	地域での健全育成活動の充実	B
(2) 男女共同参画意識の啓発		
32	男女共同参画意識の啓発	B
(3) 遊び場や交流の場の整備		
33	身近な遊び場の確保	C
34	公共施設の開放の推進	E
35	遊び方教室の開催	A
36	三世代交流の場の提供	D
(4) 家庭や地域の教育力の向上		
37	親の学習機会の充実	B
38	幼稚園の多機能化の推進	A
39	個の尊重を重視した学校教育の充実	B
40	道徳教育等による心の教育の推進	B
41	公園・広場の整備	D

第3章

計画の基本的な考え方

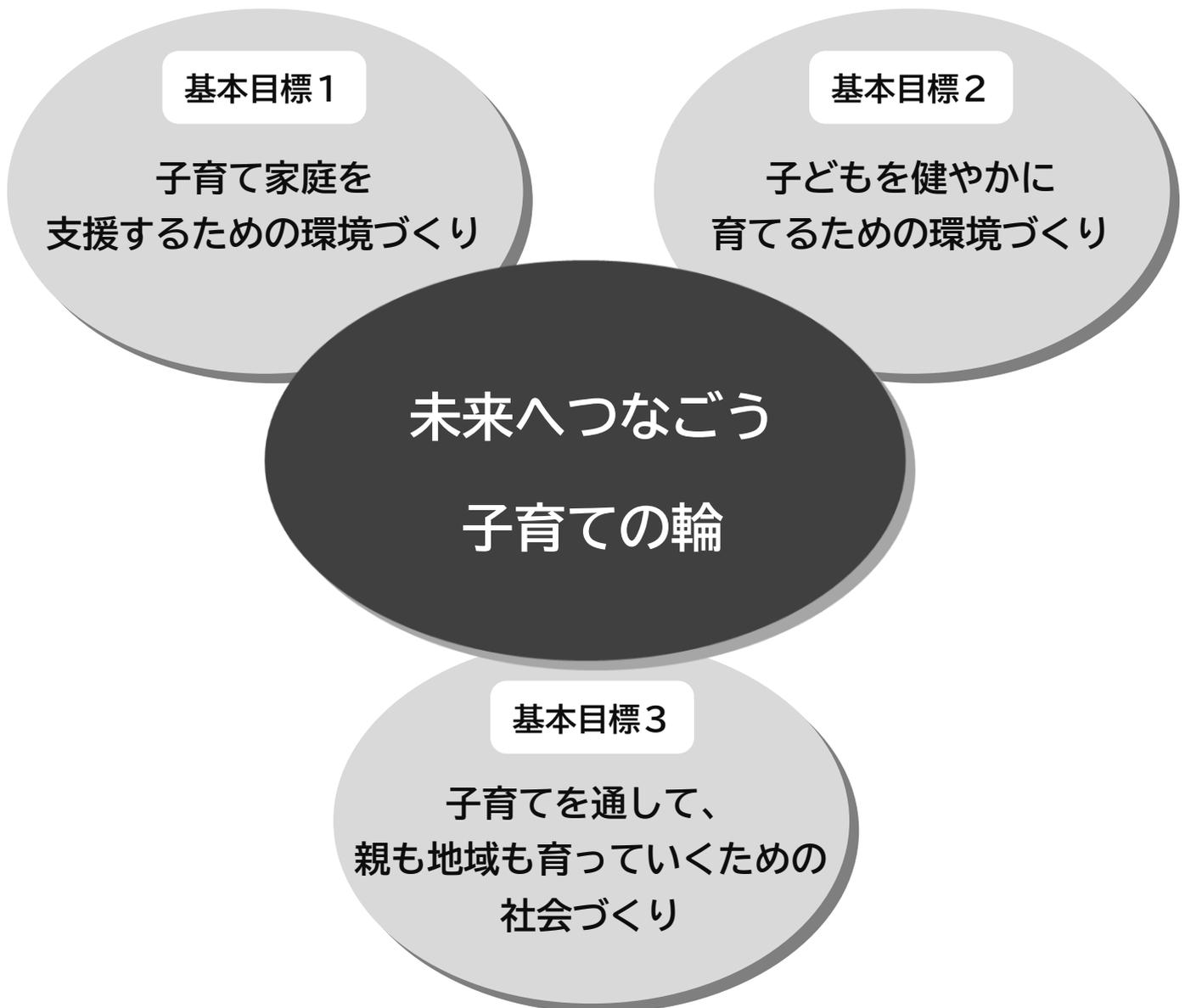


1. 基本理念

少子化が急速に進むなか、家庭および地域を取り巻く環境は大きく変化し、今後の子育て、地域社会づくりのために、あらためて人と人とのふれあい、支え合いが重要になっています。子どもは、親の手一つで育つものではなく、かかわるすべての人たちが育てていくことであると、親も地域も再認識し、子どもたちが心も体も健やかに育つよう、地域全体で子育て環境を整えていくことが大切です。

「子ども」、「親」、「地域」が輪になって、未来へつなぐ子育て社会づくりを目指し、本町の子ども・子育ての基本理念を「未来へつなごう 子育ての輪」と掲げ、計画を推進します。

基本理念と基本目標



2. 基本目標

「子育て家庭を支援するための環境づくり」、「子どもを健やかに育てるための環境づくり」、「子育てを通して、親も地域も育っていくための社会づくり」の3つの基本目標のもとに、施策・事業を展開します。

基本目標1 子育て家庭を支援するための環境づくり

社会の変化とともに、子育てや仕事に対する意識が変化し、子どもを生み育てる考え方も多様化しています。そして、女性の社会進出が進むなか、子育てをしながら働く女性も増えています。

こうした変化に柔軟に対応し、子育て家庭を支援する環境づくりをより一層推進していきます。保護者や家庭が抱える子育てに対する不安や負担感の軽減を図るため、相談機関の拡充や、子育てに関するさまざまな情報が広く伝わるネットワークの充実を推進します。

さらには、事業主にも子育てに関する意識を啓発し、子育て家庭に対する支援や協力を求めていきます。

基本目標2 子どもを健やかに育てるための環境づくり

すべての子どもが健やかに生まれ、成長できる社会を実現させるために、安全かつ安心できる妊娠・出産支援や育児に対する不安軽減のための相談支援、子どものさまざまな疾患の予防などに対する健康相談、健康診断、予防接種などの事業を展開します。

また、新生児・乳幼児のいる家庭への訪問や、健康教育セミナーなども充実させていきます。さらに、子どもたちの事故防止対策や防犯対策の推進、児童虐待の発生予防など、妊娠・出産から思春期までの切れ目のない支援体制を強化し、総合的な支援の推進を図ります。

基本目標3 子育てを通して、親も地域も育っていくための社会づくり

子どもを安心して育てられるまちづくりの推進には、地域住民一人ひとりが、地域全体で子育てをしていくという意識を持ち、みんなで支え合う体制をつくっていくことが重要です。

そのために子どもの人権を尊重する意識や地域ぐるみの子育て意識、夫婦間における子育て意識などを町民に啓発するとともに、地域ボランティアによる子育て支援、子育て相談など、地域支援活動の促進を図ります。



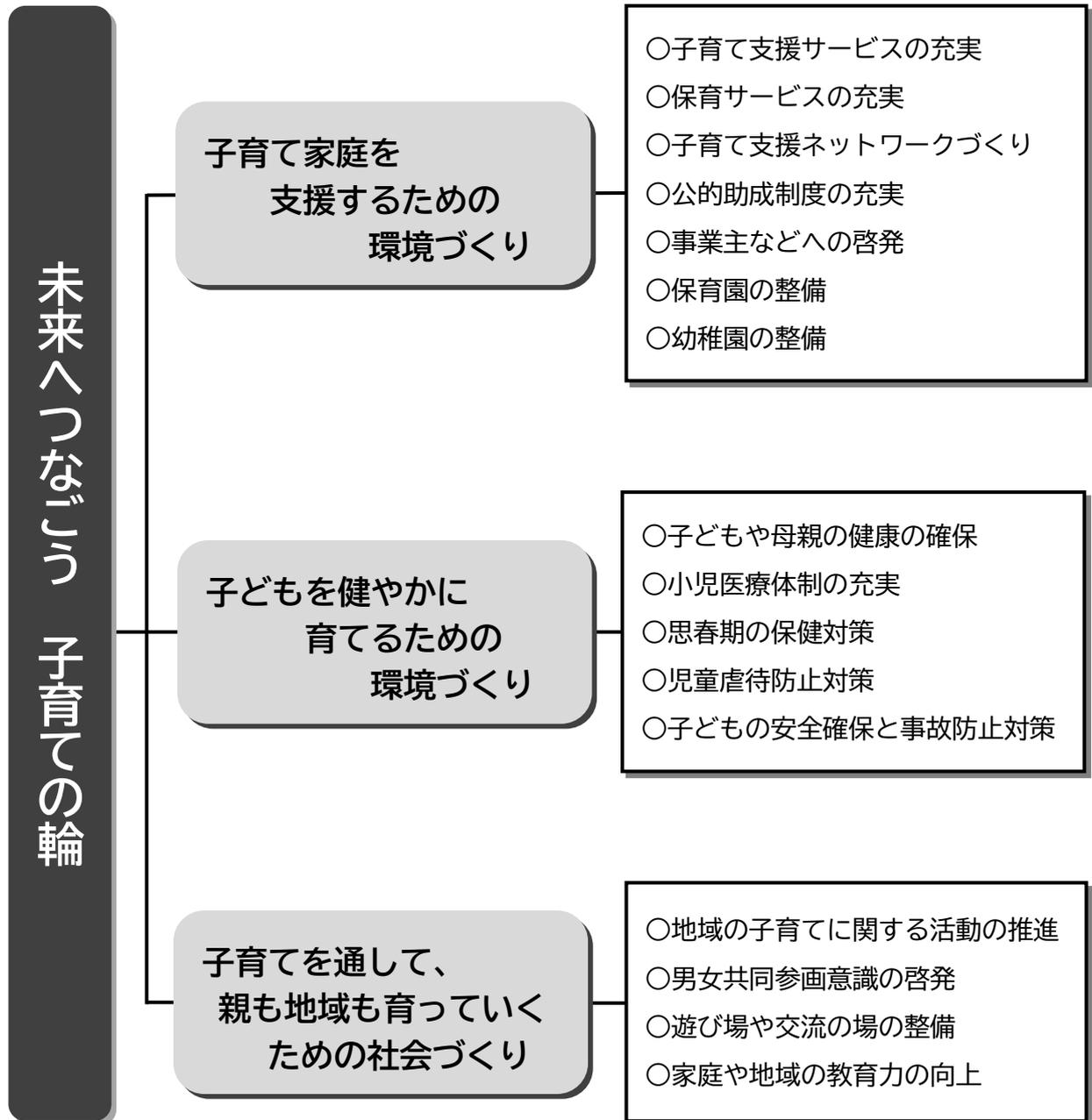
3. 施策の体系

基本理念・基本目標のもとに、子ども・子育てのための施策・事業を展開します。

基本理念

基本目標

施策・事業



第4章

施策の展開



1. 子育て家庭を支援するための環境づくり

核家族化が進み、子育てを行う親同士の交流や近隣住民とのつながりが減少する中、家庭内で子育てを行う母親などが抱える育児不安や、子育て・生活全般に関する情報・相談の不足が深刻な問題となっています。特に、デジタル化の進展により、情報は得やすくなった一方で、親同士や地域との直接的な交流が薄れ、孤立感が増していることも懸念されています。

また、共働き世帯の占める割合も高く、アンケート調査の結果によると、現在の母親の就労率は、未就学児童世帯、就学児童世帯ともに8割半ばを占めており、子育て世帯の家庭環境やニーズは年々変化しています。

こうしたなか、すべての子育て家庭を対象とする総合的な支援を実施するため、子育てでは家庭を基本としますが、行政、学校、地域が連携し、社会全体で子どもを守り、子育てを支援する環境づくりが求められています。

(1) 子育て支援サービスの充実

子育て家庭がゆとりを持って、安心して子育てを行うことができるための環境づくりを進めるため、子育て相談体制、交流活動の充実、保育所での保育サービスの充実など、子育て支援サービスの基盤をより一層充実させていきます。

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
1	子育て相談体制の拡充	■現状・課題 こども家庭センターの実施義務により、母子保健から児童福祉において包括的な支援が必要です。 ◆方針 ・こども家庭センターを設置します。	健康福祉課
2	つどいの広場事業の実施 (児童館での子育てサークル)	■現状・課題 児童館において育児グループを月2回程度開催し、子育て中の親子同士の交流の場の提供をしています。 より多くの親子の参加が望まれます。 ◆方針 ・育児グループの広報、周知に努め、より多くの参加を促します。 ・より魅力的な活動を展開し、事業の充実を図ります。	健康福祉課

(2) 保育サービスの充実

今後、安定した受入れ体制を確保するため、保育園と連携して保育士の確保に努めます。また、現在、児童館で実施している放課後児童クラブについても、安定した受入れ体制を確保するため、職員体制の調整・人数確保に努めます。

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
3	一時預かり事業	<p>■現状・課題 児童館で一時預かり保育のサービスを実施しています。 令和5年度から利用日時および期間について、1か月に5日以内を1か月に21時間以内に変更しました。利用者はほぼ毎月あり、他事業や職員体制などから受入れ日時の調整が必要となっています。</p> <p>◆方針 ・事業を周知し、利用者の拡大を図ります。 ・利用者の利便性の向上に努めます。</p>	健康福祉課
4	放課後健全育成事業の充実	<p>■現状・課題 小学生の放課後における遊戯、生活の場の提供を児童館で実施しています。令和6年4月1日から開設時間を午後6時30分までに延長しました。 職員体制の調整・人数確保が課題となっています。</p> <p>◆方針 ・職員体制・職員数の確保に努めます。 ・小学校と連携した事業の展開、活動の充実に努めます。</p>	健康福祉課
5	休日保育	<p>■現状・課題 ニーズとしてはあるものの人的、財政的な面から実施は難しい状況にあります。</p> <p>◆方針 ・保育人員の確保、財政の確保に努め、実施について引き続き検討します。</p>	健康福祉課
6	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施	<p>■現状・課題 令和8年度から全自治体で実施する予定とされているが、職員体制の調整・人数確保が課題となっています。</p> <p>◆方針 ・職員体制・職員数の確保に努めます。</p>	健康福祉課



(3) 子育て支援ネットワークづくり

子育てに関する悩みがますます複雑かつ多様なものになることが予測されるなか、現行の施策による支援をより充実させ、子育て中の親を支えるためのネットワークづくりを引き続き推進し、安心して子どもを生き育てるための地域づくりにつなげていきます。

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
7	子育て情報ネットワークの確立	<p>■現状・課題 要保護児童対策地域協議会実務者会議を年3回を目標に開催し、関係機関との子育て、家庭問題の情報共有および対策を協議しています。</p> <p>◆方針 ・引き続き、説明会や広報紙により周知を図るとともに、学校での保護者面談の時に制度の案内を行うなど、きめ細やかなサポート体制を確立していきます。</p>	健康福祉課

(4) 公的助成制度の充実

妊娠・出産から社会人になるまでにかかる教育費をはじめとする子育て費用が、依然として親にとって大きな負担となっており、経済的な支援がますます重要になっています。子どもを生き育てることに対する経済的な不安を軽減し、すべての家庭が安心して出産・子育てできるよう、これまでの子育て家庭に対する各種施策を実施するとともに、経済的支援の充実を図っていきます。

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
8	妊婦健康診査交通費等支援金支給制度の創設	<p>■現状・課題 令和7年1月末で臼井医院が分娩業務を終了し、賀茂管内で分娩できる医療機関がなくなり、妊婦健診を受診するには賀茂管外の医療機関まで通院しなければならない状況です。</p> <p>◆方針 ・安心・安全に妊娠出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を実現するため、交通費等を支援することにより、妊婦の経済的負担の軽減を図ります。</p>	健康福祉課

事業名		事業内容	担当課
9	子ども手当(児童手当)制度などの充実	<p>■現状・課題 国・県の児童手当制度(児童手当制度、特別児童扶養手当など)に加え、本町単独の手当制度を整備しています。</p> <p>◆方針 ・制度の情報提供、周知に努め、利用を促進します。</p>	健康福祉課
	出産祝い金・子育て支援祝い品支給制度の充実	<p>■現状・課題 本町独自の制度として、出産時に祝い金の支給、小中学校入学・中学校卒業時にお祝い品の支給制度を整備しています。</p> <p>◆方針 ・今後も新生児の出産時や入進学・卒業時の経済的負担を支援するため、制度実施を継続します。</p>	健康福祉課
10	医療費公費負担制度の充実	<p>■現状・課題 引き続き18歳年度末(高校3年生程度)までの通院費、入院費(入院時食事療養費含む)の自己負担分を助成します。</p> <p>◆方針 ・制度情報の提供、周知を図ります。 ・さらなる制度充実のための国、県への要望に努めます。</p>	健康福祉課
11	保育料負担の軽減	<p>■現状・課題 保育料徴収基準を国基準保育料の1/4程度に減額、また、2号認定(3歳以上)について教育・保育の無償化により保育料が無料になっています。</p> <p>◆方針 ・制度情報の提供・周知を図ります。</p>	健康福祉課
12	教育費の負担の軽減	<p>■現状・課題 毎年小学校の入学説明会にて就学援助制度の説明を行うほか、広報紙にも掲載することで制度の周知を図っています。また、学校での保護者面談の時にも対象となりそうな保護者に制度の案内を行っています。 申請があった保護者については、要綱に基づいて審査を行い、認定となった保護者に対して支給しています。</p> <p>◆方針 ・引き続き、説明会や広報により周知を図っていきます。 また、学校での保護者面談を実施するなどきめ細やかなサポート体制を確立していきます。</p>	教育委員会



(5) 事業主などへの啓発

町内の企業に対して、育児休業制度や労働体制の見直し、働き方改革の推進などについての啓発活動を強化し、父親、母親がともに子育てに積極的に関わることができるようにします。また、Uターン就職などの推進や企業の誘致についても積極的に推進していきます。

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
13	育児休暇制度などの普及・啓発	<p>■現状・課題 役場の担当窓口等で制度資料を配付、情報提供を行っています。 役場職員の不足により、労働行政に関連した事務に取り組めていないのが現状です。</p> <p>◆方針 ・商工会や県等の専門機関と連携し、制度の周知・啓発に努めます。</p>	企画観光課
14	Uターン・Jターン・Iターン就職の推進や企業の誘致	<p>■現状・課題 現地の案内、首都圏PR、移住体験ツアーの実施や起業支援補助金、空き家改修補助金等により、移住・定住の促進に取り組んでいます。 企業誘致については、空き家を活用したワーケーション施設の整備・活用に取り組んでいますが、成果に結びつくのは難しいと感じています。</p> <p>◆方針 ・移住定住促進協議会と連携し、移住相談、首都圏PR、移住体験ツアー、ポータルサイト等での情報発信、空き家改修補助金などにより、移住・定住を促進します。</p>	企画観光課

(6) 保育園の整備

母親の就労意向の高まりに伴う保育ニーズの増加に加え、共働き世帯やひとり親家庭の増加や働き方の多様化により、保育ニーズはますます多様化しています。このような変化に対応できるよう、必要量の確保とともにサービスの内容、質を確保、施設の環境整備、保育士等の人材確保が求められています。

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
15	保育園の整備	<p>■現状・課題 年度途中の入園など職員体制などから受入れが難しい状況があります。また、出生数の減少により、今後の施設運営が課題となっています。</p> <p>◆方針 ・安定した受入れ体制を確保するため、保育園と連携して保育士の確保に努めます。</p>	健康福祉課

(7) 幼稚園の整備

幼稚園は、就学前の教育の場として充実を図り、保育とともに小学校教育への円滑なつながりを重視した幼・保・小の連携強化が一層重要になっています。これにより、子どもたちがスムーズに学びの場へ移行できるよう支援し、個々の発達段階に応じた適切な教育・保育を提供することが求められています。

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
16	幼稚園の整備	<p>■現状・課題 認定こども園については、私立の保育園もあるため、さらに検討する必要があります。</p> <p>◆方針 ・保育時間の延長等により、園児の確保を図ります。</p>	教育委員会



2. 子どもを健やかに育てるための環境づくり

女性は、結婚、妊娠、出産などのライフステージに応じた健康づくりが必要です。特に、妊産婦は妊娠、出産、育児に対して不安を抱いているケースが多いため、正確で信頼性のある情報提供や専門的な助言が重要です。また、近年ではメンタルヘルスへの配慮や、産後ケアの充実がますます重要視されており、妊娠・出産後の心身のサポートを強化することが求められています。こうした支援を通じて、母親の負担を軽減していくことが大切です。

アンケート調査の結果をみると、子育て支援サービスの利用状況について、就学前児童世帯では「乳幼児健診」が96.5%、「児童館」が91.8%、「歯科健診・歯科フッ素塗布・洗口」が88.2%と高率となっています。

また、今後、求められる施策では「安心して子どもが医療機関を受診できる医療体制の充実」が上位にあげられています。

以上のことを踏まえ、母親並びに乳児・幼児などの健康の確保および増進を図る観点から、保健、医療、福祉および教育の各分野間でのさらなる連携強化が重要です。特に、妊娠期から育児期に至るまでの切れ目のない支援が求められており、地域における母子保健施策の充実を図ることが求められています。

(1) 子どもや母親の健康の確保

子どもの健やかな成長のために、病気の早期発見・早期治療を目的とした乳幼児健診の充実を図ります。

また、母子保健、福祉、教育、医療分野間の連携のもと、子どもが健康的な生活を送れるよう、個別の相談支援の実施や支援体制の強化を進めます。

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
17	妊婦等包括相談支援事業の実施	<p>■現状・課題 要支援妊婦について母子手帳交付時のアンケートで把握し、支援計画を作成しています。また、8か月に妊婦訪問および相談を実施し、事前に不安や悩みを把握しています。</p> <p>◆方針 ・産院と連携し、不安を事前に把握できるよう丁寧な支援を充実します。子育てアプリ等で事前のアンケート記入を可能にするなどICTを活用した支援を推進します。</p>	健康福祉課

事業名		事業内容	担当課
18	母子健康手帳の交付	<p>■現状・課題 事前に連絡をいただき、妊婦を待たせることがないよう交付できています。令和5年度に未把握妊婦が2件あったため、妊娠時の相談窓口等の周知が必要です。</p> <p>◆方針 ・妊婦の負担を軽減するため、オンライン申請サービスを充実します。 未把握の妊婦がいないよう、事前の妊娠期の相談窓口の周知を図ります。</p>	健康福祉課
19	妊婦健康診査の充実	<p>■現状・課題 未把握、未受診妊婦がいないよう妊娠に係る相談窓口の周知が必要です。 また遠方の産科医療機関で妊婦健診を受診する必要がある妊婦の不安や経済的負担に対する支援が必要です。</p> <p>◆方針 ・未把握の妊婦がいないよう、事前の妊娠期の相談窓口の周知を図ります。 ・安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスを受けられるよう環境整備が必要です。</p>	健康福祉課
20	妊婦情報事前登録制度「妊婦サポート 119」事業の実施	<p>■現状・課題 令和7年1月末で臼井医院が分娩業務を終了し、賀茂管内で分娩できる医療機関がなくなります。また、核家族や外国人夫婦の増加により、分娩時に家族が必ずしも遠方の医療機関まで連れて行ける状況ではなくなっています。</p> <p>◆方針 ・下田消防と賀茂（東伊豆町を除く）の1市4町で連携し、希望する妊婦の情報を事前登録した上で分娩時に救急搬送してもらうことにより、妊婦が安心・安全に分娩できる体制をつくります。</p>	健康福祉課
21	新生児相談の推進	<p>■現状・課題 早期訪問ができています。</p> <p>◆方針 ・早期訪問（生後2か月以内）、全戸訪問を目指します。</p>	健康福祉課



事業名		事業内容	担当課
22	乳幼児健診	<p>■現状・課題 未受診者には電話連絡などで受診勧奨、相談対応をしています。 また子育てアプリ導入によりプッシュ通知も行っています。</p> <p>◆方針 ・1か月健診事業も開始予定です。受診率100%になるよう乳児相談事業等で受診勧奨を実施します。</p>	健康福祉課
23	予防接種体制の充実	<p>■現状・課題 子育てアプリ導入により予防接種のプッシュ通知やスケジュールが確認できるようになり、接種忘れの防止につなげています。</p> <p>◆方針 ・接種忘れをなくし、より接種しやすい体制づくりを推進するため、予防接種のデジタル化の実現に努めます。</p>	健康福祉課
24	健康相談や家庭訪問の充実	<p>■現状・課題 健診に来ない方には電話連絡を行い、状況把握を実施しました。健診や相談に係る専門職の確保が困難であることが課題です。</p> <p>◆方針 ・体制を整備しタイムリーな相談、対応ができるよう保育所や幼稚園を含めた関係機関と連携をとります。</p>	健康福祉課
25	保護者の多様な学習機会の提供	<p>■現状・課題 欠席者へは、後日電話での個別相談を実施しますが、専門職がいないため、栄養や歯科の相談に課題があります。</p> <p>◆方針 ・集団型ではなく、個別相談への支援を充実します。</p>	健康福祉課
26	食育の推進	<p>■現状・課題 栄養士不在のため、関係機関と話し合う場が未整備であります。保育園・幼稚園へはボランティア団体が食育活動を行っています。</p> <p>◆方針 ・専門職（栄養士）配置後は関係機関との連携を図ります。</p>	健康福祉課

事業名		事業内容	担当課
27	産後ケア事業の実施	<p>■現状・課題 訪問型が主に利用されています。町内にサービスを提供できる施設がないため、町外の産科医療機関や助産所へ委託しています。</p> <p>◆方針 ・退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポートの細かい支援に努めます。</p>	健康福祉課

(2) 小児医療体制の充実

関係機関との協議を行い、休日・夜間を含む乳幼児の急患に対応するために、賀茂圏域の小児救急医療体制の充実を図ります。

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
28	小児医療体制の充実	<p>■現状・課題 町内および賀茂圏域に小児専門医がないのが現状で、専門医の受診が難しい状況にあります。</p> <p>◆方針 ・関係機関と連携し、緊急時や夜間を含む小児医療体制全般の拡充に努めます。 ・賀茂圏域を越えた医療機関との連携を図ります。 ・松崎町健康・医療ホットラインや県で実施している静岡こども救急電話相談の周知に努めます。</p>	健康福祉課



(3) 思春期の保健対策

小・中学校等での指導を通じて、性や喫煙、薬物などに関する知識の普及を図り、青少年期における子どもの健全な発達を促進します。

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
29	思春期における母子保健教育の推進	<p>■現状・課題 サポートが必要な子どもには面談を行ったり相談にのるなど、子どもの状況に合わせて対応しています。</p> <p>◆方針 ・少子化が進み、生活様式が多様化する中で、より充実した対応を推進していきます。</p>	教育委員会 健康福祉課

(4) 児童虐待防止対策

民生委員や教職員をはじめとする地域の関係機関と連携し、虐待のおそれのある親への相談支援や虐待の早期発見と予防のための体制強化を図ります。

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
30	児童虐待防止対策の推進	<p>■現状・課題 「市町村職員のための子ども虐待対応実践マニュアル」により要保護児童対策地域協議会などを開催し、関係機関との情報共有を図り、虐待案件等の対応を行っています。</p> <p>◆方針 ・要保護児童対策地域協議会等において、関係機関との情報共有を図り、連携・協力して虐待案件の未然防止、早期解決に努めます。</p>	健康福祉課

(5) 子どもの安全確保と事故防止対策

保育園・幼稚園、小学校などで交通安全教室を実施し、子どもの交通安全の確保に努めるとともに、町内の道路などを点検し、子どもにとって危険な箇所の補修・修繕を行います。また、防犯パトロールや地域住民による見守りなどの防犯対策、情報社会における健全な成長に向けた支援の充実を図ります。

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
31	子どもの安全対策、事故防止対策の推進	<p>■現状・課題 松崎小学校周辺は、生活道路対策エリアやゾーン 30 の指定により、カラー舗装等により安全対策を取っています。 交通診断によりあげられた要対策地の未対応箇所や、交通安全施設の経年劣化への対応、また、交通安全の啓発を行う人材の確保も課題となっています。</p> <p>◆方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続して安全な道路環境整備を目指し、点検等を実施します。 ・交通安全運動に合わせて巡回広報や街頭指導等を行い、啓発を推進します。 ・関係機関と連携し、人材確保に努めます。 ・引き続き町道の不良箇所等の補修は継続していきます。 	総務課 健康福祉課 産業建設課
32	防犯対策の充実	<p>■現状・課題 青色防犯パトロールを行い、防犯啓発活動を実施しています。 地区への防犯灯灯具の支給や老朽化した防犯灯の修繕を実施しています。</p> <p>◆方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青色回転灯防犯パトロールの実施方法の見直しなども行い、継続して防犯対策に取り組みます。 ・青少年問題協議会等の関係機関との連携や、地域住民による見守りなどによる、防犯対策の取り組みを推進します。 	総務課 教育委員会



事業名		事業内容	担当課
33	デジタル社会での健全な成長をサポートする情報モラル教育	<p>■現状・課題</p> <p>子どもが情報社会に積極的に参加し、インターネットをはじめとしたデジタル技術のメリットを活用しつつ、同時にその危険を理解し適切な判断をしていけるよう、学校、家庭、地域とともに取り組んでいます。</p> <p>◆方針</p> <ul style="list-style-type: none">•主体的に情報を選択、活用できる能力、情報処理能力を育成するための情報教育を実施します。•スマートフォン・SNS等に関する情報モラル等の情報活用能力を育てるための担当者・指導者への研修会を実施します。•保護者への啓発などを実施します。	教育委員会

3. 子育てを通して、親も地域も育っていくための社会づくり

都市化、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化などにより、家庭の教育力の低下が懸念され、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっています。

教育の原点である家庭や地域の教育力を高めるため、それぞれの家庭の状況やニーズを踏まえるとともに、家庭教育の自主性を尊重したうえで、身近な地域において、子育てに関する学習機会の提供や情報発信、地域活動や行事の充実、相談体制の整備、さらには専門的人材の養成など、家庭教育に関する総合的な取り組みを、関係機関で連携して進める必要があります。

今後は、子どもが自ら学び、主体的に判断して問題を解決する力や、他人を思いやる心、感動する心など、豊かな人間性を育み、たくましく生きるための健康や体力などを身につけるために、行政と地域とのパートナーシップのもとで、家庭や地域で子どもを育む体制を築き、親も地域も育っていく社会づくりが求められます。

(1) 地域の子育てに関する活動の推進

放課後や週末などに、地域において子どもが自主的に参加し、自由に遊べる学習の機会やさまざまな体験活動、地域住民との交流活動などの充実を図り、子どもや大人がいろいろな機会を通じて触れ合える環境を築きます。

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
34	子育てを支援する意識啓発の推進と地域の子育て環境づくり	<p>■現状・課題 各地区において子どもの健全育成のため、子ども会活動が行われています。児童の減少などから、子ども会を解散する地区があります。地域全体で子育てを支援するという環境になっていません。</p> <p>◆方針 ・子ども会活動を通し、地域全体がつながる子育て環境づくりを目指します。 ・さらなる意識啓発と事業支援を推進します。</p>	健康福祉課 教育委員会



事業名		事業内容	担当課
35	子育てに係るボランティアの養成・確保	<p>■現状・課題 子育てボランティアはいないため、児童館職員による読み聞かせ、講座等の参加者の子どもの保育を行っています。 職員にて対応できるため子育てボランティアの養成は必要ないと考えます。</p> <p>◆方針 ・児童館事業において、ジュニアボランティアを募集し、子育てや幼児教育現場の体験を通して、保育士への興味を促進します。</p>	健康福祉課
36	地域での健全育成活動の充実	<p>■現状・課題 子どもたちの人数も減っているため、魅力ある活動の展開を図る必要があります。</p> <p>◆方針 ・引き続き、各団体の活動支援を行います。 ・魅力ある活動の展開を図ります。</p>	教育委員会

(2) 男女共同参画意識の啓発

男女共同参画社会の実現に向けて、性別に関わらず、誰もが社会参加し、家庭においても積極的に役割を担えるよう、啓発活動や情報提供を推進します。

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
37	男女共同参画意識の啓発	<p>■現状・課題 町民、企業への意識啓発を行う必要があります。</p> <p>◆方針 ・松崎町男女共同参画プランに則り、意識啓発を図ります。 ・学生向けの講義により、子どもの時から男女共同参画意識に触れる機会を作ります。</p>	教育委員会

(3) 遊び場や交流の場の整備

保育所や幼稚園、学校などで行われる世代間交流を目的とした公共施設の開放、行事や取り組みを通じて、三世代が気軽に交流し合える場や機会を充実させます。

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
38	身近な遊び場の確保	<p>■現状・課題 経年により使用できない遊具があるため、学校側と設置について協議していく必要があります。</p> <p>◆方針 ・破損箇所の原因の特定と引き続き遊具点検を実施し、園児、児童・生徒の安全の確保を図ります。</p>	教育委員会
39	遊び方教室の開催	<p>■現状・課題 児童館などで親子を対象としたさまざまな教室、交流活動を行っています。</p> <p>◆方針 ・親子を対象とした遊び方教室を児童館などで開催します。 ・各種イベントの広報・周知を図ります。 ・教室の講師確保に努めます。</p>	健康福祉課
40	三世代交流の場の提供	<p>■現状・課題 コロナ以降、三聖塾の中止等により、三世代交流の場の提供が少なくなっています。改めて事業を検討する必要があります。</p> <p>◆方針 ・コミュニティスクールの立ち上げや文化協会等活動団体の協力により、事業の充実を図ります。</p>	教育委員会



(4) 家庭や地域の教育力の向上

子どもが、自ら学び、主体的に判断して問題を解決する力を身につけるとともに、他人を思いやる心、感動する心などの豊かな人間性を育むため、学校、家庭、地域が連携し、地域における行事や体験活動を充実させます。

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
41	親の学習機会の充実	<p>■現状・課題 家庭教育学級は多くの親子が参加する効果的な事業となっています。</p> <p>◆方針 ・さらなる活動の充実を図ります。</p>	教育委員会
42	幼稚園の多機能化の推進	<p>■現状・課題 年間を通じて16時30分まで預かり保育を実施しています。</p> <p>◆方針 ・預かり保育については引き続き実施します。 ・保育時間の延長について今後も検討していきます。</p>	教育委員会
43	個の尊重を重視した学校教育の充実	<p>■現状・課題 少子化により児童生徒数が減少していますが、特別支援学級への入級者が増加傾向にあります。</p> <p>◆方針 ・支援員については今後とも各学年に1名を確保していきます。</p>	教育委員会
44	道徳教育等による心の教育の推進	<p>■現状・課題 地域学校協働本部により夏期期間における児童の学習の支援を行っています。</p> <p>◆方針 ・ボランティア活動の情報提供や子どもの学習の機会を作るなど、これらの活動を引き続き支援します。</p>	教育委員会

事業名		事業内容	担当課
45	公園・広場の整備	<p>■現状・課題 牛原山町民の森については、マウンテンバイクコースを整備するなどしていますが、依然として施設の充実と利用促進が課題となっています。 定期的な清掃など、引き続き適正な維持管理に努めます。</p> <p>◆方針 ・定期的な安全点検を実施するとともに、施設の整備・充実を図ります。 ・定期的な清掃活動を行い、適正な維持管理に努めます。</p>	企画観光課

第5章

子ども・子育て支援事業計画



1. 子ども・子育て支援事業とは

(1) 子ども・子育て支援制度の概要

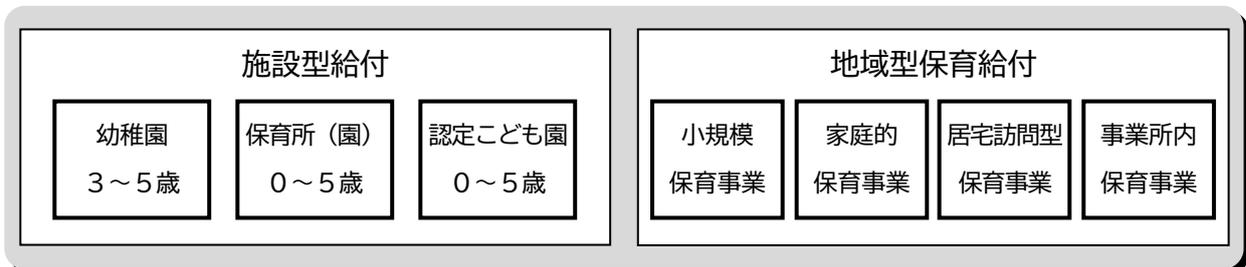
子ども・子育て支援制度による事業は、大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに分けられます。

「子ども・子育て支援給付」とは、幼稚園、保育所など、乳幼児の子どもの教育・保育サービスを支給する制度です。「地域子ども・子育て支援事業」は幼稚園や保育所などで行うサービスを補う教育・保育サービスや情報提供・相談などの支援サービス、母子の健全な育成のための保健サービスなどを提供する事業です。

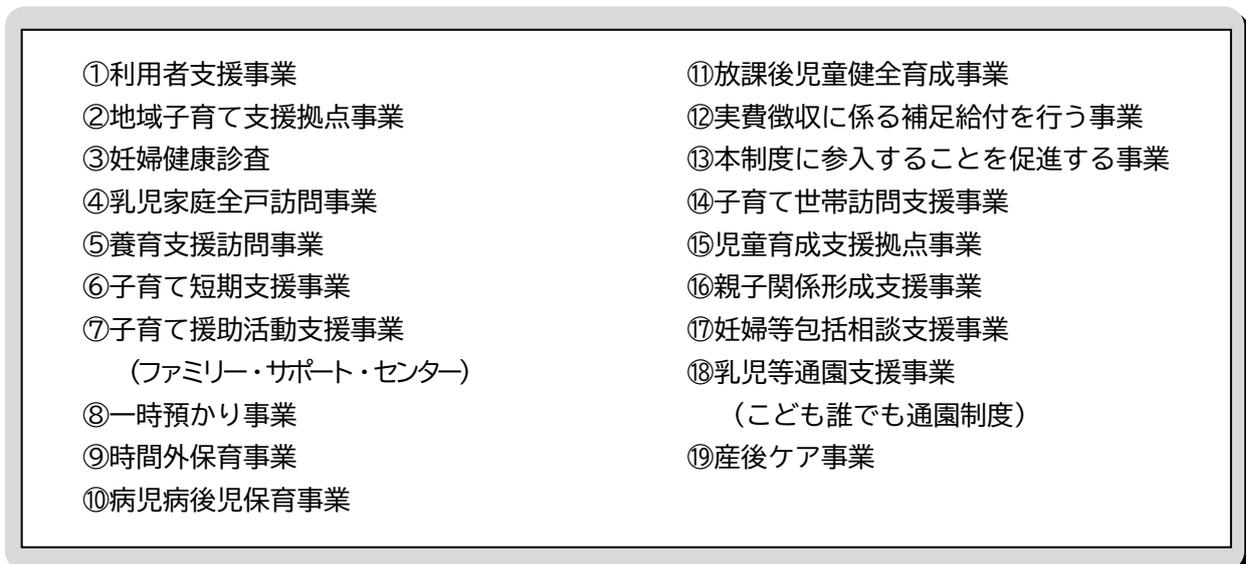
なお、令和4年児童福祉法改正により「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」が新たに創設され、令和6年4月から施行されているとともに、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられました。さらに、令和6年子ども・子育て支援法改正により、「妊婦等包括相談支援事業」、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」、「産後ケア事業」が令和7年4月から新たに位置づけられました。

「子ども・子育て支援事業計画」はこれらの制度、事業を実施するための計画で、実施するサービスの確保する量や確保の方策などを定める計画です。

◆子ども・子育て支援給付



◆地域子ども・子育て支援事業



(2) 給付を受ける子どもの認定区分

保護者の申請を受け、市町村は子どもの年齢や保育の必要性を判断し、次の3区分に認定し、教育・保育を提供することになります。

◆認定区分と提供施設

認定区分	保育の必要性	該当年齢	提供施設
1号認定子ども	なし	3歳以上の未就学児童	幼稚園、認定こども園
2号認定子ども	あり	3歳以上の未就学児童	保育所（園）、認定こども園
3号認定子ども	あり	3歳未満	保育所（園）、認定こども園 地域型保育事業

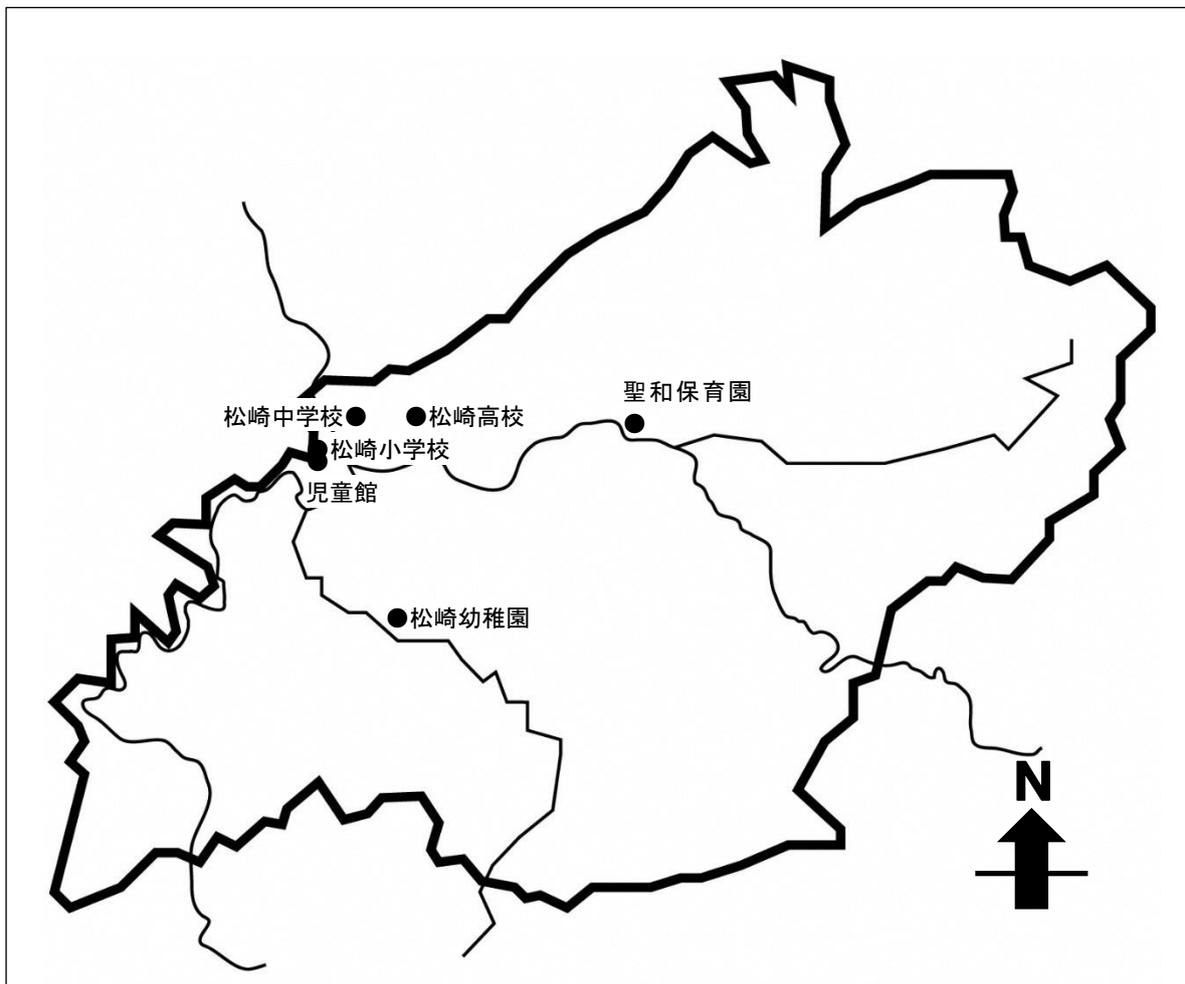


2. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、すべての子どもや保護者が、教育・保育、子育て支援の提供を受けることができる環境を整備するため、「量の見込み（需要）」、「提供体制（供給）」を設定する単位として、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、区域（教育・保育提供区域）を設定します。

こうした考え方を踏まえ、本町における教育・保育提供区域は、松崎町全域の1区域とします。

◆主な教育・保育施設の位置



3. 教育・保育サービスの充実

(1) 教育（幼稚園）

町内には、町立の松崎幼稚園があり、1園でサービスを提供しています。

【ニーズ量と計画】

ア. 1号認定（満3歳以上）

単位：人

	令和2年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み(A)	31	21	15	12	12	9	6
計画値(B)	49	49	49	49	49	49	49
B-A	18	28	34	37	37	40	43

注：令和2年度、令和6年度の見込み(A)は、実績値

イ. 2号認定（満3歳以上 教育ニーズ）

単位：人

	令和2年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み(A)	0	0	0	0	0	0	0
計画値(B)	0	0	0	0	0	0	0
B-A	0	0	0	0	0	0	0

注：令和2年度、令和6年度の見込み(A)は、実績値

ウ. 教育ニーズ合計

単位：人

	令和2年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み(A)	31	21	15	12	12	9	6
計画値(B)	49	49	49	49	49	49	49
B-A	18	28	34	37	37	40	43

注：令和2年度、令和6年度の見込み(A)は、実績値

【確保策】

現在の松崎幼稚園の施設、設備の充実、教育体制の充実を図り、サービスを提供します。将来の保育需要を検討しながら、こども園としての運営を検討します。



(2) 保育（保育園）

町内には、私立の聖和保育園があり、全町のサービスを行っています。平成28年に、現在地に建て替え移転を行い、施設、設備の充実を図りました。

【ニーズ量と計画】

ア. 2号認定（満3歳以上）

単位：人

	令和2年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み(A)	47	37	37	34	32	24	18
計画値(B)	54	54	54	54	54	54	54
B-A	7	17	17	20	22	30	36

注：令和2年度、令和6年度の見込み(A)は、実績値

イ. 3号認定（3歳未満）

0歳児

単位：人

	令和2年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み(A)	5	2	2	2	2	2	2
計画値(B)	2	2	2	2	2	2	2
B-A	-3	0	0	0	0	0	0

注：令和2年度、令和6年度の見込み(A)は、実績値

1歳児

単位：人

	令和2年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み(A)	7	9	9	5	5	5	5
計画値(B)	8	8	8	8	8	8	8
B-A	1	-1	-1	3	3	3	3

注：令和2年度、令和6年度の見込み(A)は、実績値

2歳児

単位：人

	令和2年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み(A)	16	14	13	11	12	14	14
計画値(B)	16	16	16	16	16	16	16
B-A	0	2	3	5	4	2	2

注：令和2年度、令和6年度の見込み(A)は、実績値

3号認定小計

単位：人

	令和2年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み(A)	28	25	24	18	19	21	21
計画値(B)	26	26	26	26	26	26	26
B-A	-2	1	2	8	7	5	5

注：令和2年度、令和6年度の見込み(A)は、実績値

ウ. 保育ニーズ合計

単位：人

	令和2年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み(A)	75	62	61	52	51	45	39
計画値(B)	80	80	80	80	80	80	80
B-A	5	18	19	28	29	35	41

注：令和2年度、令和6年度の見込み(A)は、実績値

3号認定(0歳児～2歳児)保育利用率

単位：%

	令和2年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育利用率	38.2	63.4	60.5	63.4	63.4	65.0	68.4

【確保策】

保育園と連携して保育士の確保に努め、安定した受入れ体制の確保を図ります。



4. 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供および、必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

【計画】

単位：か所

	令和2年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み(A)	1	1	1	1	1	1	1
計画値(B)	1	1	1	1	1	1	1

注：令和2年度、令和6年度の見込み(A)は、実績値

【確保策】

既存の児童館を、利用者支援事業の場として位置づけ、子育て親子に対する情報提供、相談活動、関係機関との連絡調整の機能を果たします。さらに、松崎幼稚園、聖和保育園での事業の検討を行います。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本町では現在、児童館において「育児グループ」、「すくすく広場」を開催し、相談、情報の提供、子育て中の親子の交流を図っています。

【ニーズ量と計画】

単位：人回/月

	令和2年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み(A)	122	67	90	90	75	75	60
計画値(B)	410	367	90	90	75	75	60
B-A	288	300	0	0	0	0	0
か所数	1	1	1	1	1	1	1

注：令和2年度、令和6年度の見込み(A)は、実績値

【確保策】

これまでと同様、児童館での「育児グループ」、「すくすく広場」を継続します。乳幼児の親子の参加を促進し、活動の活性化を図ります。

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

本町では医療機関での必要な回数の健診費用を助成しています。

【計画】

単位：人/年

	令和2年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み(A)	17	12	15	15	15	12	12
計画値(B)	30	27	15	15	15	12	12
B-A	13	15	0	0	0	0	0

注：令和2年度、令和6年度の見込み(A)は、実績値

【確保策】

今後も健康管理の充実と経済的負担の軽減のため、健診費用の助成を行います。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行う事業です。

現在本町では、保健師による全戸訪問を実施しています。

【計画】

単位：人/年

	令和2年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み(A)	14	7	15	15	15	10	10
計画値(B)	30	27	15	15	15	10	10
B-A	16	20	0	0	0	0	0

注：令和2年度、令和6年度の見込み(A)は、実績値

【確保策】

今後も新生児の健康管理の充実、母親の精神的負担の軽減のため、全戸を対象に訪問を実施します。



(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

本町では、乳幼児家庭全戸訪問で特に支援が必要な家庭に対し、保健師が継続的な支援を行っています。

【計画】

単位：人/年

	令和2年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み(A)	1	2	2	2	2	2	2
計画値(B)	9	8	2	2	2	2	2
B-A	8	6	0	0	0	0	0

注：令和2年度、令和6年度の見込み(A)は、実績値

【確保策】

今後も、特に支援が必要と認められる全該当者を対象に、継続的な訪問活動を行います。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の疾病などの理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活支援事業（ショートステイ事業）および夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

今回のニーズ調査結果では、年間40人日前後のニーズ量が見込まれています。

【ニーズ量と計画】

単位：人日/年

	令和2年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み(A)	0	0	45	44	42	41	39
計画値(B)	0	0	0	0	0	0	0
B-A	0	0	-45	-44	-42	-41	-39

注：令和2年度、令和6年度の見込み(A)は、実績値

【確保策】

今回のニーズ調査結果で、今後のサービスのニーズが見込まれております。ニーズの動向を把握しながら、広域を含めてサービスの受入れ先を検討します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生などの児童のいる家庭に対し、育児の援助を受けたい方（依頼会員）と育児の援助を行いたい方（提供会員）が会員登録し、依頼会員、提供会員の相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現在本町では、サービス提供体制は整備されていません。しかし、今回のニーズ調査結果では就学時において、年間180人日のニーズ量が見込まれています。

【ニーズ量と計画】

単位：人日/年

	令和2年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み(A)	0	0	180	175	170	165	160
計画値(B)	0	0	0	0	0	0	0
B-A	0	0	-180	-175	-170	-165	-160

注：令和2年度、令和6年度の見込み(A)は、実績値

【確保策】

今回のニーズ調査結果で、今後のサービスのニーズが見込まれています。ニーズの動向を把握しながら、サービス提供体制の整備を検討します。

(8) 一時預かり事業

家庭において保護を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育園、幼稚園、ファミリー・サポート・センターなどにおいて、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

現在、本町では児童館にて実施しています。今回のニーズ調査結果では、1号認定、2号認定ともに一定のニーズ量が見込まれています。

【ニーズ量と計画】

ア. 1号認定による利用（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

単位：人日/年

	令和2年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み(A)	0	1,192	843	675	675	506	337
計画値(B)	0	1,192	843	675	675	506	337
B-A	0	0	0	0	0	0	0

注：令和2年度、令和6年度の見込み(A)は、実績値



イ. 幼稚園以外の一時預かり

単位：人日/年

	令和2年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み(A)	134	118	180	177	176	173	170
計画値(B)	103	92	180	177	176	173	170
B-A	-31	-26	0	0	0	0	0

注：令和2年度、令和6年度の見込み(A)は、実績値

ウ. 合計

単位：人日/年

	令和2年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み(A)	134	1,310	1,023	852	851	679	507
計画値(B)	103	1,284	1,023	852	851	679	507
B-A	-31	-26	0	0	0	0	0

注：令和2年度、令和6年度の見込み(A)は、実績値

【確保策】

今後もサービスのニーズに対応して、児童館において実施し、サービス提供体制を確保し、松崎幼稚園、聖和保育園においても、サービス提供体制の整備を検討します。

(9) 時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日および利用時間以外の日時に、保育園において保育を実施する事業です。

聖和保育園では現在、午前7時30分から8時、午後4時から5時30分まで時間外保育、午後5時30分から6時30分まで延長保育を実施しています。

【ニーズ量と計画】

単位：人/年

	令和2年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み(A)	18	16	15	15	15	15	15
計画値(B)	10	10	15	15	15	15	15
B-A	-8	-6	0	0	0	0	0

注：令和2年度、令和6年度の見込み(A)は、実績値

【確保策】

今後も聖和保育園においてサービスの提供を行います。今後のニーズを把握しながら、提供体制の充実を図ります。

(10) 病児病後児保育、ファミリー・サポート・センター（病児・病後児）

病児について、病院、保育所などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育をする事業です。

現在本町では、サービスの提供体制を整えていません。今回のニーズ調査結果では年間200人日前後のサービスのニーズが見込まれ、提供体制の整備が課題となっています。

【ニーズ量と計画】

単位：人日/年

	令和2年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み(A)	0	0	208	201	194	187	180
計画値(B)	0	0	0	0	0	0	0
B-A	0	0	-208	-201	-194	-187	-180

注：令和2年度、令和6年度の見込み(A)は、実績値

【確保策】

今後、サービスのニーズが見込まれることから、広域を含めて医療機関などを利用した、サービスの提供体制整備を検討します。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働などにより昼間いない家庭の小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館などを利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、健全な育成を図る事業です。

現在本町では、児童館を利用し、放課後児童クラブ（まつぼっくりクラブ）を実施しています。

【ニーズ量と計画】

ア. 低学年（1～3年生）

単位：人/年

	令和2年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み(A)	26	24	20	20	19	19	19
1年生	12	12	10	10	10	10	10
2年生	9	7	6	6	6	6	6
3年生	5	5	4	4	3	3	3
計画値(B)	23	23	23	23	23	23	23
B-A	-3	-1	3	3	4	4	4

注：令和2年度、令和6年度の見込み(A)は、実績値



イ. 高学年（4～6年生）

単位：人/年

	令和2年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み(A)	3	1	2	2	2	2	2
4年生	3	1	2	2	2	2	2
5年生	0	0	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0	0	0
計画値(B)	2	2	2	2	2	2	2
B-A	-1	1	0	0	0	0	0

注：令和2年度、令和6年度の見込み(A)は、実績値

ウ. 合計

単位：人/年

	令和2年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み(A)	29	25	22	22	21	21	21
計画値(B)	25	25	25	25	25	25	25
B-A	-4	0	3	3	4	4	4

注：令和2年度、令和6年度の見込み(A)は、実績値

【確保策】

今後、児童数は減少していくと予想されていますが、保護者の就労が促進され、サービには一定のニーズがあると予想されます。現在の「まつぼっくりクラブ」の定員25名を確保し、ニーズの推移を把握しながら、受入れ体制の充実を図ります。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または、行事への参加に要する費用などを助成する事業です。

幼稚園、保育所の場において、助成の必要な世帯の把握に努め、適正な制度運用を図ります。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置、または、運営を促進するための事業です。

本町においては、サービスのニーズに対応できていない地域子ども・子育て支援事業があることから、広域での対応を含めて、民間事業者の事業参入を促す活動を展開します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

今後、必要に応じて実施を検討していきます。

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。

今後、必要に応じて実施を検討していきます。

(16) 親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童およびその保護者等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達状況等に応じた支援を行う事業です。

今後、必要に応じて実施を検討していきます。



(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施する事業です。

【ニーズ量と計画】

単位：回/年

	令和2年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み(A)	14	10	15	15	15	10	10
計画値(B)	-	-	15	15	15	10	10
B-A	-	-	0	0	0	0	0

注：令和2年度、令和6年度の見込み(A)は、実績値

【確保策】

母子手帳交付時の面談から妊娠期・出産後の面談を丁寧に実施しニーズに応じて必要な支援につなげていきます。

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に保育施設等を利用できる事業です。

【ニーズ量と計画】

単位：人/年

	令和2年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み(A)	0	0	0	84	96	108	108
計画値(B)	0	0	0	0	0	0	0
B-A	0	0	0	-84	-96	-108	-108

注：令和2年度、令和6年度の見込み(A)は、実績値

【確保策】

今後、サービスのニーズを捉え、令和8年度以降の提供体制整備の確保を検討していきます。

(19) 産後ケア事業

産後間もない母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう心身のケアや育児サポート等を行う事業です。

【ニーズ量と計画】

単位：人日/年

	令和2年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み(A)	1	0	2	2	2	2	2
計画値(B)	-	-	2	2	2	2	2
B-A	-	-	0	0	0	0	0

注：令和2年度、令和6年度の見込み(A)は、実績値

【確保策】

妊娠期からの面談の実施で産後ケア事業のニーズを把握していきます。産後間もない母子が利用しやすいように事業内容を充実します。



5. 教育・保育の一体的提供および体制の確保

(1) 認定こども園の普及等に係る取り組み

乳幼児期の教育・保育の一体的な提供の推進は、子ども・子育て関連3法に基づく支援制度において、国が進める重要施策の1つです。認定こども園は、幼稚園および保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化などに関わらず、柔軟に子どもを受け入れることができる施設であり、教育・保育を一体的に提供できる施設として、既存の幼稚園や保育所から移行するものです。

本町の松崎幼稚園は、利用者の減少が懸念されることから、利用者の意向、施設・設備などの状況を踏まえて、認定こども園への移行を検討します。

(2) 幼稚園および保育所と小学校、中学校との連携の推進

子どもは発達・成長の段階に応じて、さまざまな支援が必要になり、その支援は妊娠・出産期から切れ目なく続くものです。それぞれの発達・成長の段階に質の高い教育・保育を提供するために、幼稚園・保育所、小学校・中学校、また子育て支援を行う組織、団体の連携強化を推進します。

6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月の幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」において、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、静岡県と連携した対応を行うなど、円滑な実施の確保に向けた取り組みが重要となっています。

このことを踏まえ、本町では、子育てのための施設等利用給付の申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは年4回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととします。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、静岡県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立ち入り調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、静岡県との連携や情報共有を図りながら、適切な取り組みを進めていきます。

第6章

計画の推進に向けて



1. 計画の推進体制の強化

本計画は、子ども・子育てに関するさまざまな施策・事業を網羅しており、実施にあたっては、庁内の関係課との連絡・調整を図りながら推進することが必要です。関係課で構成する子育て関係の会議を中心に、各課の連携を図りながら、各施策・事業を推進します。

また、地域住民や子ども・子育て事業所・団体、福祉関係機関・団体、学識経験者、行政の代表からなる「地域福祉検討協議会」を活用し、住民の意見や専門家の意見を積極的に取り入れながら、計画を推進していきます。

2. 関係機関との連携強化

本計画は、児童福祉にとどまらず、教育、保健、都市計画、住宅、産業経済など、庁内のさまざまな関係課にわたること、また、盛り込まれた施策・事業には、より高度な子ども・子育てに関する専門性が求められることから、庁内関係各課を始め、県・国の関係機関、周辺市町との連携を強化し、施策・事業の推進を図ります。

また、施策・事業の実施にあたっては、地域住民や子ども・子育て関係の事業者、団体との連携・協力が必須であり、連携強化を図ります。

3. 計画の内容、進行状況の公表

本計画の策定、変更にあたっては、広報紙、ホームページ等の情報手段を活用し、広く住民に周知するとともに、計画の進行状況について毎年、公表するものとします。

4. 計画の進行管理

計画に基づく施策・事業を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するためには、計画の進行状況を定期的に点検・評価し、計画の見直しをする必要があります。

子ども・子育て事業推進の担当課が中心となり、施策・事業の計画目標をもとに、毎年の進捗状況を点検・評価するとともに、「地域福祉検討協議会」に報告し、計画の着実な実行を図ります。

資料

1. 松崎町地域福祉検討協議会設置要綱

平成2年9月20日要綱第11号 改正

平成6年6月28日要綱第9号

平成11年3月26日要綱第5号

(目的)

第1条 松崎町における地域福祉施策の推進について、町及び関係団体等が相互に連絡協議し、総合的な計画を策定するため、松崎町地域福祉検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議検討する。

(1) 地域福祉施策の計画策定に関すること。

(2) その他目的達成に必要なこと。

(組織等)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

(1) 地域住民団体の代表者

(2) 専門機関、福祉団体等の代表者

(3) 行政機関の職員

(4) 知識経験者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、副会長は会長を補佐する。

4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席要請)

第6条 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱で定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成6年6月28日要綱第9号）

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

附 則（平成11年3月26日要綱第5号）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

2. 松崎町地域福祉検討協議会委員名簿

No.	役職	氏名	備考
1	町議会議員代表	藤井 昭一	
2	医師代表（中江医院）	中江 順	
3	社会福祉協議会会長	石田 博之	会長
4	民生委員・児童委員協議会会長	川森 千賢	
5	区長会代表（雲見区長）	渡辺 勇	
6	福祉施設代表（松崎十字の園）	小川 秀幸	
7	校長会代表（松崎小）	高橋 智子	
8	聖和保育園園長	宮本 さなえ	
9	手をつなぐ育成会代表	山本 政弘	副会長
10	賀茂健康福祉センター所長	鈴木 藤生	
11	松崎町役場 総務課長	糸川 成人	
12	松崎町役場 教育委員会事務局長	松本 利之	

3. 計画策定の経過

No.	策定の経過	
令和6年7月	子ども・子育てに関するアンケート調査の実施	調査の概要、結果の概要は、第2章、「2. ニーズ調査結果の概要」(P18~P43)に記載
令和7年2月6日~3月7日	パブリックコメント	本町ホームページに掲載、計画案に対する意見を募集
令和7年2月19日	第1回 地域福祉検討協議会	(1) 第3期松崎町子ども・子育て支援事業計画について
令和7年3月24日	第2回 地域福祉検討協議会	(1) 第3期松崎町子ども・子育て支援事業計画について
令和7年3月	計画の決定	第3期松崎町子ども・子育て支援事業計画の決定

4. 用語集

あ行

○育児休業給付

雇用保険の被保険者の方が、1歳（保育所に入所できないなど一定の場合は1歳6か月）に満たない子を養育するために育児休業をした場合に、一定の要件を満たすと育児休業給付の支給を受けることができる制度。

○育児グループ

児童館において「育児グループ・すくすく広場」を開催し、相談、情報の提供、子育て親子の交流を図る事業。

○育児支援相談・家庭訪問事業

保健師により乳幼児家庭の全戸訪問を実施し、情報提供や養育環境の把握を行う事業。特に養育支援が必要な家庭に対し、指導・助言等、保健師が継続的な支援を行っている。

か行

○家庭的保育

保育者の家庭等で3歳未満の子どもを、5人以下で保育する事業（保育ママ）。

○居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。

○こども家庭センター

母子保健と児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行うとともに、児童発達支援との連携強化を図るため、一つの組織になり、子ども・若者が将来的に安心安全に生活し、さらには自立した社会生活を送ることができるよう支援する施設。令和4年の改正児童福祉法等にて、市町村に設置が努力義務化された。

○こども家庭庁

子ども・若者がぶつかるさまざまな課題を解決し、大人が中心になって作ってきた社会を「こどもまんなか社会」へと作り変えていくための司令塔としてつくられた国の組織。

○子ども・子育て関連3法

- ①「子ども・子育て支援法」
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）
- ③「子ども・子育て支援法および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織および運営に関する法律ほかの一部改正）

○子ども・子育て支援新制度

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法および認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度。

○子ども・子育て支援法第61条

市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

○こどもまんなか社会

こども大綱により、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法およびこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」として示された理念・目標。

さ行

○事業所内保育施設

企業が従業員用に運営する施設。

○静岡こども救急電話相談

夜間、子どもの急な発熱、怪我等で困った時や、周りに相談できる人がいなくて不安な時、救急病院に受診させるべきか迷った時、看護師や小児科医に電話でアドバイスを受けることができる相談窓口。

○次世代育成支援対策推進法

少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図ることを目的とし、平成15年に成立。国の行動計画策定指針に則り、市町村、国および企業等に法の目標達成に向けて講ずる措置等を盛り込んだ行動計画の策定を義務付けている。10年間の時限立法であったが、平成26年の改正により10年延長され、令和6年の改正では、令和17年3月31日までに再延長された。

○施設型給付

幼稚園・認定こども園・保育所（園）に対する財政措置で、市が施設・保護者に運営経費や助成金の支給を行うもの。施設が施設型給付を受けるためには、市から「確認」を受ける必要がある。

○市町村行動計画

次世代育成支援対策推進法第8条1項に基づき市町村が策定する計画で、国の行動計画策定指針に則り、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等について、目標達成のための講ずる措置を定める計画。

○市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する。

○児童館

地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設。

○食育

知育、徳育、体育の基礎となる言葉で、国民一人ひとりが「食」についての知識と食を正しく選択できる力を身につけ、実践できるようになること、またその学習や体験を通じて豊かな人間性を育むことを指す。

○小規模保育

小規模な施設で、6～19人までの保育を実施する事業。職員の配置基準等により、次の3類型がある。

A型	定員6～19人 保育士はすべて有資格者
B型	定員6～19人 保育士は1／2以上が有資格者
C型	定員6～10人 家庭的保育者が保育

○ショートステイ

保護者の出張や冠婚葬祭、病気などにより、子どもの保育ができない場合に、短期間の宿泊で子どもを預かり、支援を行う事業。

た行

○地域型保育

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の総称。

○地域子育て支援拠点事業

親子が集まってすごしたり、相談したり、情報提供を受けたりする場のこと。「児童館」、「育児グループ」等。

○特定教育・保育施設

幼稚園・認定こども園・保育所（園）のこと。

○トワイライトステイ

平日の夜間など、子どもの保育ができない場合に一時的に子どもを預かり、支援を行う事業。

な行

○認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設。

○妊婦健康診査

妊婦および胎児の健康状態を把握し、母体の健康維持増進や胎児の成長を促し、異常の早期発見、健康状態に応じた医療を提供するとともに医療管理を行うこと。

は行

○病児・病後児保育

病児保育とは、児童が病気の「回復期に至らない場合」かつ「当面の症状の急変が認められない場合」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業。病後児保育とは、児童が病気の「回復期」かつ「集団保育が困難な期間」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業。

○ファミリー・サポート・センター

育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員になり、助け合う会員組織。

○母子保健計画

市町村において、妊娠、出産、育児その他健やかな子育てに関する現状分析と今後の望ましい方向性等について検討を加え、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立に向けた計画。

ま行

○民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々のこと。「児童委員」を兼ねており、児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行っている。

や行

○ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の介護その他の日常生活上の世話を日常的に行っている子ども・若者。子ども・若者育成支援推進法において、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象として位置付けられた。

○幼児教育・保育の無償化

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料が無料になる制度。令和元年（2019年）10月1日から実施された。

○幼稚園の預かり保育

通常の就園に加え、就園時間を延長して預かる事業。

○Uターン・Jターン・Iターン

出身地に戻ることが「Uターン」、地方出身者がいったん都会に出たあと、別の地方に移住することを「Jターン」、都会出身者が地方に移り、定住することを「Iターン」という。

第3期松崎町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月策定

発行 松崎町

編集 松崎町健康福祉課

〒410-3696

静岡県賀茂郡松崎町宮内 301-1

電話：0558-42-3966

FAX：0558-42-3184

<https://www.town.matsuzaki.shizuoka.jp>